

2013

ディスクロージャー誌

Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと
現在から未来への担い手として新しいライフスタイルをつくるため
常に創造と革新にチャレンジします。

Mission

お客様との直接対話を通して
合理的で質の高い保険サービスを提供し
安全で安心できるパーソナルライフの実現に貢献していきます。

会社概要

社名 (英文社名)	ソニー損害保険株式会社 (Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長	丹羽淳雄
設立年月日	1998年6月10日 (ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)
本社所在地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
資本金	200億円
株主	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (持株比率100%)
事業内容	損害保険業

沿革

1998年 6月	ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
1999年 7月	本社を東京都大田区におく
1999年 8月	資本金を50億円とする(資本準備金50億円)
1999年 9月	金融再生委員会より損害保険業の免許を取得し 社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更 自動車保険のインターネットでの申込受付開始
1999年 10月	自動車保険の電話での申込受付開始
2000年 7月	100億円増資し資本金100億円に(資本準備金100億円)
2001年 8月	100億円増資し資本金150億円に(資本準備金150億円)
2002年 6月	ガン重点医療保険販売開始
2003年 6月	100億円増資し資本金200億円に(資本準備金200億円)
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に伴い その傘下に入る

INDEX

1 “Feel the Difference” 実現に向けた取組み	
お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて	4
積極的な情報の開示・提供	5
「お客様の声」に対する取組み	6
2 トピックス	10
3 経営について	
2012年度(2013年3月期)の各種概況	12
経営指標	14
コーポレート・ガバナンス	20
コンプライアンス	22
リスク管理	24
販売・勧誘方針	27
お客様の個人情報のお取扱いに関して	27
4 商品・サービスについて	
保険のしくみ	29
取扱商品	32
保険金お支払いまでの流れ	34
保険金お支払いまでのサービス	35
お客様サービス	38
5 CSR(企業の社会的責任)の取組み	40
6 ソニーフィナンシャルグループ	43
<hr/>	
データ編	
業績データ	45
会社の概要	70

ごあいさつ

日頃は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ソニー損保は2013年秋から営業開始15年目となりますが、おかげさまで順調に成長を続けております。これもひとえに、多くのお客様にご支援いただいた賜物と、心より感謝申し上げます。

2012年度は、主力の自動車保険および医療保険の保有契約が順調に増加し、正味収入保険料は前年度比5.6%増の835億円となりました。これに資産運用収益等を加えた経常収益は前年度比5.8%増の847億円となりました。経常利益は、主として損害額が増加したことによって、前年度より17.1%減の23億円となりました。一方、当期純利益は、前年度においては法人税率引下げに伴う繰延税金資産の取崩しの影響があったため、前年度比11.9%増の14億円となりました。なお、2013年3月末の単体ソルベンシー・マージン比率は504.2%となり、引き続き十分な財務的健全性を確保しています。

ここ数年、自動車保険における保険金単価の上昇を主因とする損害率の上昇が、当社の収益性の低下を招いてきました。2012年度においては、商品改定により保険料水準を見直すとともに、その他の損害率改善のための施策を講じており、正味損害率は前年に比べ若干低下させることができました。今後も、損害率を適正なレベルまで低下させることによって、収益性の改善を実現していく所存です。

2012年度には、サービス面では、ウェブサイトのリニューアルやスマートフォン専用サイトの新設など、インターネットの利用環境を充実させお客様の利便性向上を実現したほか、2011年から提供しているスマートフォン向け無料アプリ「トラブルナビ」と「ドライバーズナビ」に機能を追加し、よりお客様にお役立ていただけるアプリとしました。事故解決サービスにおいては、これまでのお約束サービスを拡充し、自動車事故受付後に専任担当者から「1時間以内」でのご連絡をお約束するなど、スピーディーかつ丁寧な事故解決サービスの強化を進めてきました。また、弊社が従来から注力している「お客様の



声」に対する取組みを一層進化させるべく、「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」のリニューアルも実施しました。商品面では、自動車保険における各種特約や割引の追加、医療保険における先進医療費保障特約の拡充など、お客様のニーズにお応えできる商品の提供に努めました。

今後も、ダイレクトビジネスモデルの特長を活かしたお客様との直接のコミュニケーションを通じて「ソニー損保ならではの」商品・サービスを提供していくことで、顧客価値のさらなる向上を図ります。それを原動力として成長の持続を実現するとともに、損害率および事業費の的確なコントロールとあわせて、健全な収益性を確保していく所存です。より多くの皆様から信頼とご支持をいただき、また、ダイレクト保険会社のリーディングカンパニーとして、一層、存在感のある企業となるよう努力してまいりますので、引き続き、皆様のご愛顧とご支援をよろしくお願い申し上げます。

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長 丹羽 淳雄

ソニー損保のスローガンは
『“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～』です。
お客様にとって価値ある「違い＝Difference」を
ビジネスのあらゆる領域において創造し、
お客様に提供していこうという私たちの意思を表しています。

FEEL THE *Difference*

この違いが、保険を変えていく。

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。
他の保険会社にはない、先進的な「違い」。
お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。

これらの「違い」をお客様に感じ取っていただけるよう、
私たちは次の5つを実践します。

Innovative & Professional

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。

Progress with Customers

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。

Committed Service & one on one Solutions

お客様に深くコミットしたサービス。そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。

Sincere & Faithful

真摯に取組み、誠実に対応します。

Convincing Satisfaction

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

“Feel the Difference” 実現に向けた取組みについては、4～9ページをご参照ください。

お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて

ソニー損保は、スローガン“Feel the Difference”のもと、お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」の実現を目指しています。「お客様の声」に真摯に耳を傾け、お客様とより良い関係を築き、お客様にとって快適な、また、価値を感じていただけるサービスや商品を提供するために努力を続けています。

ダイレクトコミュニケーション

お客様と直接コミュニケーションが図れるというダイレクト保険会社の特長を活かし、お客様との信頼関係の構築と、お客様サービスの一層の充実を目指しています。

また、お客様とのコミュニケーションを通じて各部門に寄せられた「お客様の声」は当社の貴重な財産と捉え、サービス品質向上など業務に活かすために担当部門が収集し分析しています。

※ 「お客様の声」に対する取り組みについては、6～9ページをご参照ください。

カスタマーセンター

お客様からの電話やEメールによるお問合せ対応のほか、お客様の契約手続から契約後のケアまで行っています。お客様との円滑なコミュニケーション、そして、お客様にとって最適なソリューションの提案ができるよう、スタッフひとりひとりが常にわかりやすい説明やスピーディーな回答を心掛けています。



サービスセンター

自動車保険では、24時間365日フリーダイヤルで事故受付をしています。事故受付後は、専任の担当者がお客様とコミュニケーションをとりながら、お客様の立場にたって、少しでも早い事故解決を目指し責任を持ってサポートします。また、医療保険や火災保険などでも、専任の担当者がお客様からのさまざまなご相談に応じながら、保険金のお支払いまできめ細かにサポートします。

※ 保険金お支払いまでのサービスについては、34～37ページをご参照ください。

ロードサービスデスク

自動車保険では、お客様の快適なカーライフをサポートするため、24時間365日体制で事故時はもちろん故障時もお客様をサポートするロードサービスを無料で付帯しています。ロードサービスデスクでは、お客様にご満足いただけるサービスが提供できるよう、迅速かつ適切な対応を心掛けています。

※ ロードサービスについては38～39ページをご参照ください。

お客様相談室

お問合せやご相談にお応えするほか、ご意見・苦情などもお伺いしています。ひとつひとつの「お客様の声」にしっかりと耳を傾け、声と一緒になった思いも受けとめていくことで、お客様に共感・ご納得いただけるコミュニケーションの実現を目指しています。

ソーシャルメディア (Facebook、Twitter)

お客様と直接コミュニケーションを図るツールとして、FacebookやTwitterも活用しています。

社員の紹介などソニー損保の顔が見えるような情報をタイムリーに発信し、お客様がソニー損保に触れるきっかけを増やすことを目指しています。

商品・サービス

ソニー損保ならではの、お客様に価値を感じていただける商品やサービスの開発に取り組んでいます。

商品

自動車保険では、走行距離リスクファクターの導入（保険料は走る分だけ）や「くりこし割引」制度、「おりても特約」の提供、およびガン重点医療保険SURE〈シュア〉では60歳以降の保険料が半額になる仕組みの導入など、特長ある商品を提供しています。

今後も、お客様にとって価値あるソニー損保ならではの商品の開発に向けた取り組みを続けます。

※ 取扱商品については32～33ページをご参照ください。

お約束サービス

各種サービスの具体的な内容やサービス提供までの時間を、広告やウェブサイトを通じて、事前にお客様にお約束するサービスを実施しています。あらかじめお約束することで、お客様の不安の軽減やお客様とのより快適なコミュニケーションの実現を目指したもので、2013年6月現在、以下のお約束サービスを提供しています。

- 契約手続に関するEメールでのお問合せへの3時間以内の返信(*1)
- 事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡(*2)
- 「即日安心365」サービス(*2)

(*1) 月～金 9:00～17:00 (休日を除く) に受信した契約手続に関するEメールが対象です。

(*2) 自動車保険のサービスです。また、受付けた時間や内容によって対象外となる場合があります。

※ 事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡、「即日安心365」サービスについては35ページをご参照ください。

積極的な情報の開示・提供

多くの方にソニー損保の取組みや考え方をお伝えし、提供する商品やサービスについて適正な評価をしていただくため、積極的に情報を開示・提供しています。

ウェブサイト

自動車保険やガン重点医療保険SURE〈シュア〉など保険商品・サービスに関する情報や会社情報などを提供するほか、サービスの実態や品質向上のための取組みの紹介にも力を入れています。また、ウェブサイトの使いやすさの向上や機能の充実に継続的に取組み、随時改善を図っています。

《自動車保険》

「事故解決品質」紹介ページ

万一の自動車事故時に、誰が、どのような思いで、どのようなサービスを提供しているかを具体的に伝えることができるよう、主に以下の情報を掲載しています。



「事故解決品質」紹介ページトップページ

- 社員の声
- 事故解決Q&A
- わたしたちの想い
- 事故解決サービスに関連する情報などへのリンク

保険選びガイド

はじめて自動車保険を検討されるお客様や、他社からの切替えを検討されているお客様の自動車保険選びをサポートするため、主に以下の情報を提供しています。



保険選びガイド「等級制度ガイド」抜粋

- 5分でわかる自動車保険ガイド
- 補償内容の選び方
- 等級制度ガイド

ノンフリート等級別料率制度について解説するページで、保険を使った場合と使わなかった場合の次年度以降数年間の概算保険料を試算し、比較できる機能も用意しました。

「トラブルナビ」からロードサービスを要請されたお客様の声

万一の車の事故や故障などのトラブル時の対応をナビゲートするスマートフォン向けアプリ「トラブルナビ」を、ご加入の保険会社にかかわらず無料で提供しています。どのような場面で役立っているかをお伝えするため、実際に「トラブルナビ」を利用してロードサービスを要請されたお客様の評価やご感想を紹介しています。



「トラブルナビ」からロードサービスを要請されたお客様の声紹介ページ

※ 「トラブルナビ」については、38～39ページをご参照ください。

《ガン重点医療保険SURE〈シュア〉》

SURE〈シュア〉を選んだ「お客様の声」

医療保険を選ぶ際の参考にしていただけるよう、ガン重点医療保険SURE〈シュア〉のご契約者に対して、医療保険に加入したきっかけやSURE〈シュア〉を選んだ理由についてお伺いしたアンケートの結果を紹介しています。お客様の生の声も掲載しており、性別や年代などの条件を設定して絞り込み検索をすることで、確認したい属性の情報のみを表示することもできます。

《環境保全活動》

エコロジーサイト

ソニー損保のCSR活動のうち、環境保全活動についてご紹介するサイトで、主に以下の情報を提供しています。

- プログラムブログ
「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」の毎月の進捗や「そらべあ発電所」寄贈記念式典レポートなどを掲載しています。
- 環境活動報告
ソニー損保が取組んでいる環境保全活動を紹介しています。

※ 「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」および環境保全活動については41～42ページをご参照ください。

ディスクロージャー誌

お客様にソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、経営内容や財務状況などを紹介するために、毎年ディスクロージャー誌を作成しています。直近の情報のほか、過去数年分の財務状況なども掲載していますので、ソニー損保のビジネスの概況を幅広くご確認いただくことができます。

ディスクロージャー誌は、多くの方にご覧いただけるよう、ウェブサイトにも掲載しています。

「お客様の声」に対する取組み

お客様により大きな「安心」をお届けするため、また、お客様によりご満足いただけるサービス品質を実現するため、「お客様の声」に真摯に耳を傾け、積極的に企業活動に活かしています。

ウェブサイトでの「お客様の声」に対する取組み

ウェブサイトでは、お客様に気軽に声を寄せていただけるよう投稿機能を設けるほか、「お客様の声」への対応について詳しく公開しています。

お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト

ウェブサイトでお客様とコミュニケーションを図り、「お客様の声」に対する当社の姿勢を公開するため、2006年4月から「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」を運営しています。

なお、同サイトに使用されている「コエキク」という言葉は、お客様の声に耳を澄ます・耳を傾けるという意味を含め、「声(コエ)を聴く(キク)」から作った造語で、「コエキク」および「コエキク改善レポート」はソニー損保の登録商標です。



「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」トップページ

「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」の主な内容

■コエキク質問箱

お客様にご意見・ご質問を投稿していただき、回答を担当者の顔写真と一緒に公開するページです。公開されたお客様の投稿や回答は、投稿されたお客様以外にも役立てていただける情報と考えています。

また、お客様が希望される場合は、個別対応が必要な内容を投稿することも可能です。(ご連絡先を入力していただく必要があります。)



「コエキク質問箱」抜粋

■コエキク改善レポート

「コエキク質問箱」をはじめとする、ソニー損保に寄せられるさまざまな「お客様の声」を起点とした課題と、その改善への取組状況をお伝えるページです。「お客様の声」に対し、「改善しました!」「検討します!」「申し訳ございません」の3つのカテゴリーに分けて、回答や対応策、あるいは対応が不可能な場合の理由の説明を掲載しています。



「コエキク改善レポート」抜粋

■みんなの満足度

当社が実施する顧客満足度アンケートの結果を公開するページで、4つのサービス(「事故解決」「ロードサービス」「ご契約者デスク」「医療保険金請求手続」)についてのアンケート結果を公開し、四半期ごとに更新しています。

■保険なるほど知恵袋

保険についての解説や、当社取扱商品の周辺情報を紹介するページで、補償やサービス、手続き、自動車事故防止や健康に役立つ情報などを読物として提供しています。

「お客様の声」を積極的に伺うためのアンケート

お客様へのサービスのさらなる向上を目指し、各サービス提供後にお客様のご意見やご感想をお伺いする各種アンケートを実施しています。

カスタマーセンターで実施しているアンケート

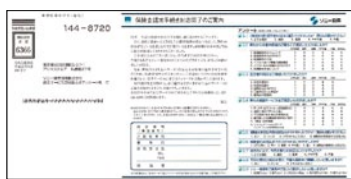
電話で自動車保険の見積りや問合せ対応をさせていただいたお客様を対象に、ソニー損保のスタッフの対応についての満足度を伺うアンケートを実施しています。アンケート結果は担当したスタッフにフィードバックし、お客様対応品質の向上に活かしています。



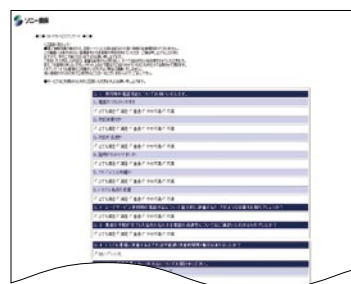
電話見積り後に見積書・申込書と一緒に送りするアンケート

サービスセンター、ロードサービスデスクで実施しているアンケート

自動車保険の事故解決サービスやロードサービスを提供させていただいたお客様を対象に、ソニー損保のサービスに対するご意見やご感想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、より高品質な事故解決サービスやロードサービスを実現するための施策検討に活かしています。



事故解決サービスに関するアンケート
(ハガキ)



ロードサービスに関するアンケート
(ウェブサイト)

自動車保険のサービス全体についてのアンケート

自動車保険のサービスに関するご不満な点・改善すべき点についてお客様にお伺いする「お客様サービス」品質アンケート(*1)を定期的実施しています。お客様からご指摘いただいた点について改善策を検討し、お客様にさらに高い満足を感じていただけるよう取組みを進めています。

(*1) 「お客様サービス」品質アンケートとは、サービス全般に関して「満足」と評価してくださったお客様にも、どこかにご不満な点があるのではないかと「お客様の声」を伺い、改善を要する不満点を洗い出して、満足度の向上につなげていくことを目的にしたアンケートです。

「お客様の声」を業務に活かすための取組み

お客様からいただいたご意見やご不満の声は、会社の健全な発展と成長のための重要なメッセージとして真摯に受けとめ、全社で共有しています。そして、その内容を適切に把握して業務品質改善に活かし、商品やサービスをお客様にとって価値あるものに発展させていきます。特にご不満の声については、ご不満の解消とその原因となった事項の改善のため、重点的に取組みを進めています。

「ISO10002」自己適合宣言

「お客様の声」を業務品質改善やお客様満足向上に活かす取組みを体系化することで、2011年4月に、苦情対応に関する国際規格「ISO10002」(品質マネジメント～顧客満足～組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築したことを宣言しました。

「ISO10002」自己適合宣言後も、構築した苦情対応マネジメントシステムに基づく「お客様の声」への対応に継続的に取組み、毎年、苦情対応マネジメントシステムの専門家に取組態勢について再確認を依頼し、第三者意見書を取得しています。

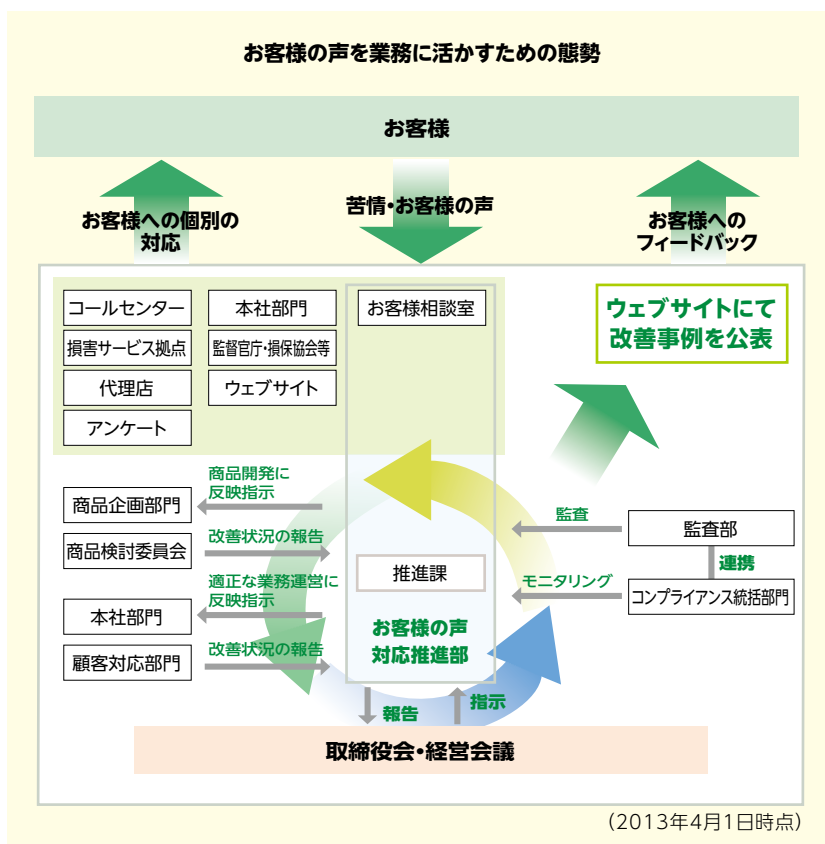
今後も、お客様と直接コミュニケーションを図るダイレクト保険会社の長をを活かした「お客様の声」の傾聴、そして、「お客様の声」を真摯に受けとめて業務品質改善やお客様満足向上に活かす活動を、さらに推進していきます。



2013年版 第三者意見書

「お客様の声」への対応(ご意見やご不満の声の受付・改善態勢)

ソニー損保では、右図の態勢で「お客様の声」(ご意見やご不満の声)を真摯に受けとめ、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。お客様相談室をはじめとする社内の各部門でお伺いした「お客様の声」は、お客様の声対応推進部が一元的に管理しています。ご不満の声については、月次で集計して内容の分析を行い、四半期単位で経営陣に報告しています。特に重要と判断した案件については、適時、経営陣にその原因の詳細を報告するとともに、対策についての提言を行います。このほか、必要に応じて関連部門にフィードバックして改善を指示するとともに、改善状況の確認を行っています。



ソニー損保に関するご相談やご質問、ご意見は、「お客様相談室」で直接お伺いしています。

お客様相談室 0120-101-656
受付時間：月～金 9:00～17:30(休日除く)

■ お客様のご不満の声の内訳

「お客様の声」をお客様相談室のほか、ウェブサイトや顧客対応部門でもお伺いしています。2012年度にお客様から当社にいただいたご不満の声の内訳は以下のとおりです。

ご不満の区分	ご不満の概要	2012年 4月～6月 (第1四半期)	2012年 7月～9月 (第2四半期)	2012年 10月～12月 (第3四半期)	2013年 1月～3月 (第4四半期)	2012年度 合計
商品・サービス		886	1,136	1,224	1,463	4,709
商品内容・引受制限	商品内容やご契約条件など	487	652	660	845	2,644
印刷物(パンフレット・申込書等)	字が小さい、表現がわかりにくいなど	399	484	564	618	2,065
ご契約の手続き		1,543	1,289	1,401	1,533	5,766
広告内容や見積り・申込手続	CM・広告内容や商品・保険料の説明がわかりにくいなど	782	611	709	615	2,717
ご契約の継続手続	満期案内の内容や手続方法がわかりにくいなど	521	408	423	396	1,748
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	157	149	130	117	553
その他		83	121	139	405	748
ご契約の管理		1,061	953	897	993	3,904
保険証券	保険証券の到着の遅延や記載内容など	5	0	1	1	7
ご契約の変更手続・解約手続	手続方法や手続完了までの時間など	471	402	445	438	1,756
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	82	108	68	66	324
その他		503	443	383	488	1,817
保険金のお支払い		1,987	1,916	1,984	1,741	7,628
お支払金額	保険金のお支払金額や説明がわかりにくいなど	421	474	430	337	1,662
対応の遅れ・対応方法	事故解決までの時間や対応方法など	948	838	936	870	3,592
保険金お支払いの可否	保険金がお支払いできない場合の説明がわかりにくいなど	63	64	79	56	262
接客態度	面談時や電話対応時のマナーなど	270	295	260	186	1,011
その他		285	245	279	292	1,101
その他		261	423	365	224	1,273
いずれの区分にも該当しないもの		261	423	365	224	1,273
合計		5,738	5,717	5,871	5,954	23,280

■ 「お客様の声」を反映した改善事例

お客様からいただいたご意見やご不満の声については、関連部門にフィードバックし、商品や各種サービスの開発・改善に活かすとともに、対応状況や改善事例をウェブサイトで報告しています。以下は改善の実施が2012年度に確定した事例の一部です。

自動車保険

■ スマートフォン専用サイトの開設 (2012年7月)

お客様の声

スマートフォンでもPCと同じ手続きができるよう画面を作成してほしい。

改善内容

スマートフォンから快適に当社の保険商品の情報をご覧いただいたり、各種手続きができるよう、スマートフォン専用サイトを新設しました。見やすくわかりやすく操作しやすい画面作りを心掛けました。



スマートフォン専用サイト
トップページ

ガン重点医療保険SURE<シュア>

■ 「マイページ」への「各種手続きのご案内」の追加 (2012年7月)

お客様の声

振替口座を変更しようとしたところ、口座振替依頼書の送付は電話でしかお願いできないとのこと。とても不便です。

改善内容

ご契約者ページである「マイページ」に「各種手続きのご案内」を追加しました。保険料振替口座の変更のほか、証券再発行、改姓の手続き、控除証明書再発行、ご契約の復活手続きのお申込みができます。



マイページ抜粋



■ 事故時レンタカー費用補償特約の新設
(保険始期日が2012年11月のご契約から)

お客様の声

代車費用特約(定額払)では、代車を借りるのに十分な金額にならない。

改善内容

お客様のご要望にお応えて、「事故時レンタカー費用補償特約」を新設しました。この特約は、契約車両が事故により使用できない期間に対して「レンタカー」を利用されたときにかかったレンタカー費用の実費を補償するものです。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

中立・公正な立場のお客様相談窓口として、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」や、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。

＜手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関＞
一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

電話番号：0570-022808(ナビダイヤル、全国共通・通話料有料)
IP電話やPHSからは 03-4332-5241
受付時間：月～金 9:15～17:00(休日除く)

*詳しくは、同協会のウェブサイト(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

＜「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関＞
一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

*詳しくは、同機構のウェブサイト(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)をご参照ください。

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てすることもできます。

*詳しくは、同センターのウェブサイト(<http://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

1 「お客様の声」に対する取組み

トピックス

2012年4月以降の主なトピックスは以下のとおりです。

お客様向けサービス

2012年7月 ドライブレコーダー機能をスマートフォンアプリ「ドライバズナビ」に追加

「ドライバズナビ」(*1) (*2)の安全運転診断機能にドライブレコーダー機能を追加しました。安全運転診断時に急ブレーキや急ハンドルなどの危険挙動があった際に、その前後の映像を録画・保存することが可能です。運転したルートと、危険挙動があった場合はその前後の映像を確認することで、ご自身の運転を振り返ることができ安全運転技術向上に活かしていただけます。



使用イメージ



画面イメージ

ドライブレコーダー機能

2012年10月 「今ここGPS」「今ここレーダー」をスマートフォンアプリ「トラブルナビ」に追加

車の事故や故障など、トラブル発生直後の行動をナビゲートする「トラブルナビ」(*2)に、スマートフォンのGPS機能を利用してアプリから直接ロードサービス呼び出すことができる「今ここGPS」(*3)、出動したロードサービススタッフの現在地を確認することができる「今ここレーダー」(*3)を追加しました。



「今ここGPS」



「今ここレーダー」

画面イメージ

- (*1) 「ドライバズナビ」は、安全運転診断、燃費チェック、メンテチェックの機能を備えたアプリです。
- (*2) 「ドライバズナビ」「トラブルナビ」はともに無料でダウンロードいただけます。ダウンロードやアプリケーションご利用時の通信料はお客様負担となります。
- (*3) ソニー損保のご契約者を対象としたサービスです。

2012年10月 自動車保険で「事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡」のお約束を開始

自動車保険での事故解決サービス提供にあたり、事故受付後に専任担当者からお客様にご連絡するまでの時間をお約束しています。2012年9月までは、事故受付後「3時間以内」に専任担当者からご連絡するとお約束していましたが、2012年10月1日からは「1時間以内」でのご連絡をお約束することにしました(*4)。より迅速にご連絡を差し上げることで、お客様の事故後の不安を一刻でも早く解消したいと考えています。

(*4) 月～金 9:00～17:00(休日を除く)の間にお電話での事故受付を完了した場合が対象です。なお、ご契約者が連絡日時を指定された場合や自然災害などでやむを得ない場合などは、対象外としています。

商品

自動車保険 商品改定

■ 保険始期日が2012年11月1日以降のご契約から
ソニー損保のウェブサイトから自動車保険をご契約いただく際に、保険証券等の発行・郵送の省略を希望された場合、保険料から500円を割引く証券ペーパーレス割引を新設しました。また、お客様からご要望の声が多く寄せられていた、当社で複数台のご契約をいただく場合の割引(マイページ新規申込割引・継続時複数契約割引)・新車買替補償特約・事故時レンタカー費用補償特約を新設するとともに、わかりやすさ向上を目的とした補償や特約の統廃合などの商品改定を行いました。

■ 保険始期日が2013年4月1日以降のご契約から
新たにソニー損保で自動車保険をお申込みいただく場合に適用されるインターネット割引額を、従来の5,000円から8,000円に拡大しました。また、損害保険料率算出機構が自動車保険参考純率におけるノンフリート等級別料率制度(以下、等級制度)を改定したことに伴い、新しい等級制度を導入しました。

※自動車保険については、32～33ページをご参照ください。

ガン重点医療保険SURE〈シュア〉商品改定

お客様の病気やケガの治療における金銭面での負担の一層の軽減を目指し、2013年6月1日以降を保険始期日とするご契約を対象に、先進医療費保障特約の保険期間中の通算支払限度額を、従来の1,000万円から2,000万円に上げました。なお、保険始期日が2013年5月31日以前のご契約に付帯された先進医療費保障特約についても、2013年6月1日以降に保険金のお支払いの対象となる先進医療による療養を受けられた場合の通算支払限度額を2,000万円に上げました(*5)。

(*5) 2013年5月31日以前に保険金のお支払いの対象となる先進医療による療養を受けられた場合は、通算1,000万円が限度となります。また、改定後の保障にあたっての、追加の保険料や契約内容変更手続は不要です。

☞ ガン重点医療保険SURE〈シュア〉については、32～33ページをご参照ください。

ウェブサイト

2012年7月 公式ウェブサイトのリニューアルとスマートフォン専用ページの新設

お客様によりわかりやすく、より利用しやすいと感じていただけるよう、公式ウェブサイトを全面的にリニューアルしました。また、スマートフォンでも快適に情報収集や各種手続きが行えるよう、スマートフォン専用ページを新設しました。



公式ウェブサイト トップページ



スマートフォン専用
自動車保険商品トップページ

2012年9月 「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」のリニューアル

ウェブサイト上でのお客様とのコミュニケーションや、「お客様の声」に対する姿勢の公開を目的とする「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」をリニューアルしました。「お客様の声」をもとにした改善の取組みの進捗状況を報告するページを設けたほか、お客様と当社が双方向コミュニケーションを図れるページなどを新設しました。新しい「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」から情報発信をしていくことで、お客様により一層安心してソニー損保の商品やサービスをご利用いただけるようにしたいと考えています。

☞ 「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」については、6ページをご参照ください。

CSR

2012年9月・10月 「そらべあ発電所」の寄贈（環境保全活動）

再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行うNPO法人そらべあ基金（以下、そらべあ基金）による「そらべあスマイルプロジェクト」を通じ、2012年度は以下の2園に太陽光発電設備「そらべあ発電所」を寄贈しました。

- 2012年 9月「同朋天神保育園」（佐賀県西松浦郡）
- 2012年10月「やまとまちあから保育園」（宮城県仙台市）

「そらべあスマイルプロジェクト」とは、そらべあ基金の活動に賛同する企業・個人からの寄付をもとに、太陽光発電設備を全国の幼稚園・保育園に寄贈する取組みです。ソニー損保は同プロジェクトを応援するため、2009年3月に自動車保険の商品特性を活かした「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を開始し、そらべあ基金に寄付を行っています。同プログラムによるソニー損保の「そらべあ発電所」の寄贈数は、2012年度の2基の寄贈で合計10基となりました。

☞ 「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」については、42ページをご参照ください。

2012年8月 次世代認定マーク「くるみん」を取得

社員の「仕事」と「子育て」の両立を支援している企業として、厚生労働省東京労働局より次世代認定マーク「くるみん」を取得しました。

ソニー損保は、社員のワーク・ライフ・バランス実現を推進しており、社員のニーズや意見をもとに各種の両立支援制度を導入・整備しています。今後も、より働きやすい職場環境の整備を通じて、社員満足度を高めたいと考えています。



2012年度(2013年3月期)の各種概況

事業の内容

ソニー損保は、1999年秋の開業以来、ウェブサイトやコールセンターを通じてお客様に商品やサービスを直接提供するダイレクト型のビジネスモデルをベースに損害保険事業を展開しています。主な取扱商品は、充実した補償を納得感のある保険料で提供するリスク細分型の自動車保険とガン保障に重点をおいた医療保険であり、お客様とのダイレクトな関係を大切にしながら、商品やサービス品質の改善に継続的に取り組んでいます。

事業の概況

2012年度の日本経済は、下半期からの株式市場の持ち直しにより先行き明るい兆しが見えつつありますが、欧州の金融危機の再発懸念や新興国の経済成長鈍化等、世界経済減速の影響もあり、全体として緩やかな回復にとどまりました。損害保険業界においては、売上高にあたる収入保険料は堅調に増加し、主力の自動車保険においても、保険料の改定や堅調な新車販売に支えられて収入保険料は増収となりました。その一方で、自動車保険の損害率は依然として高い水準で推移しており、収益面では厳しい事業環境が続いています。このような環境の中、ソニー損保は以下のような自動車保険や医療保険を中心とする事業展開に注力し、収益性に厳しさはあるものの、元受正味保険料は2011年度に比べ5.4%増と堅調に推移しました。

商品

主力の自動車保険において、事故で契約車両を修理している期間中のレンタカー費用を補償する「事故時レンタカー費用補償特約」や、ウェブサイトからのご契約で、書面による保険証券の発行が不要な場合に保険料を割引する「証券ペーパーレス割引」など、新しい特約や割引制度を導入し、お客様のニーズに積極的に対応し競争力の強化を図りました。また、収益性の改善に向け保険料水準の見直しを行いました。

サービス

ウェブサイトを全面的にリニューアルし、わかりやすさの改善と利便性の向上を図るとともに、スマートフォン向けにアプリケーションの提供を開始しました。また、事故解決サービスにおいて、自動車事故受付後に専任担当者から「1時間以内」でのご連絡をお約束し、事故後のお客様の不安を解消できるようサービスを強化しました。

マーケティング

テレビコマーシャルやインターネット広告を積極的に展開し、ソーシャルメディア等を活用したお客様との双方向のコミュニケーションも強化しました。

今後も「Feel the Difference」～この違いが、保険を変えていく。～というスローガンのもと、お客様にソニー損保ならではの価値ある違いを感じていただけるよう、商品やサービスの一層の充実に取り組んでいきます。

事業の成果

以上のような施策を通じて事業活動を展開した結果、保険引受収益83,615百万円、資産運用収益1,021百万円等を合計した経常収益は84,711百万円となりました。一方、保険引受費用61,830百万円、営業費及び一般管理費20,485百万円等を合計した経常費用は82,340百万円となり、この結果、経常利益は2,371百万円となりました。これから特別損失、法人税等合計を控除した当期純利益は、1,454百万円となりました。

保険引受の概況

保険引受の概況については、正味収入保険料は83,582百万円となりました。一方、正味支払保険金47,153百万円、損害調査費5,656百万円を計上した結果、正味損害率は63.2%となりました。

また、諸手数料及び集金費1,373百万円、保険引受に係る営業費及び一般管理費20,386百万円を計上した結果、正味事業費率は26.0%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額等を加減した結果、保険引受利益は1,398百万円となりました。

資産運用の概況

2012年度末の総資産は前年度末に比べ8,808百万円増加して127,421百万円となりました。このうち有価証券などの運用資産は前年度末に比べ7,473百万円増加して97,363百万円となり、利息及び配当金収入は1,027百万円となりました。

会社に対処すべき課題

ソニー損保の中長期的な課題は以下のとおりです。これらの取組みを通じて引続き業務品質の向上に努めるとともに、企業価値の最大化に全力を尽くし、お客様から信頼される保険会社を目指します。

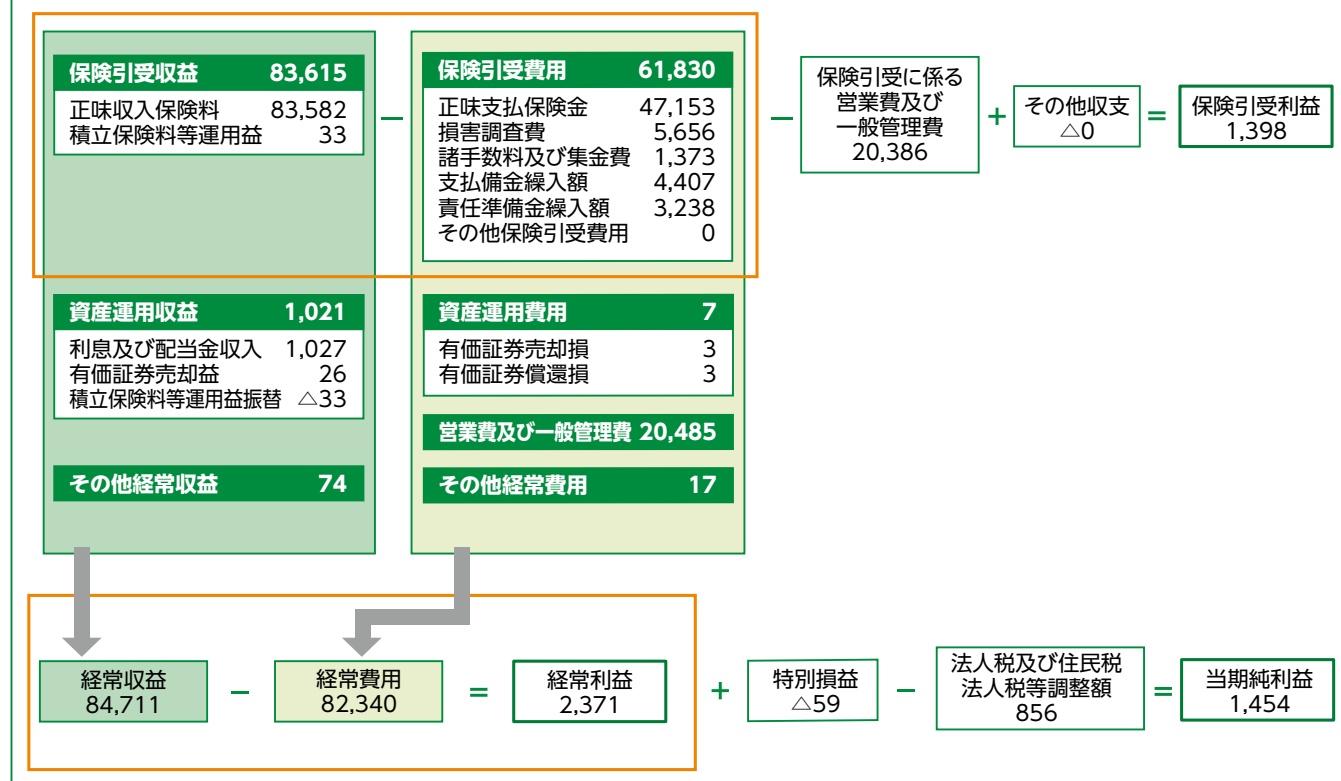
<中長期的な課題>

- ① 商品力、サービス品質、マーケティングの強化による持続的な成長
 - 自動車保険の商品力の強化、その他種目の商品領域拡大
 - 高品質なサービス(事故解決、コールセンター、ウェブ等)による顧客満足度の最大化
 - データベースマーケティングの強化
- ② 損害率の改善および事業費率の適切なコントロールによる収益性の向上
- ③ 業容の拡大、業務効率の向上、安定的事業継続のためのシステム基盤の整備
- ④ 法令等遵守、顧客保護等およびシステムリスクに対する管理態勢の強化

さらに、ソニーフィナンシャルグループの一員として、今後ともソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社との連携強化に努め、お客様のニーズに合致したサービスを提供できるよう努力していきます。

決算のしくみ[2012年度(2013年3月期決算)]

(単位:百万円)



経営指標

最近の5事業年度における主要な財務指標

(単位:百万円)

区 分	年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
正味収入保険料 (対前年度増減率)		61,106 (11.1%)	67,440 (10.4%)	73,343 (8.8%)	79,141 (7.9%)	83,582 (5.6%)
保険引受利益 (対前年度増減率)		1,665 (△26.9%)	1,979 (18.9%)	1,469 (△25.8%)	2,109 (43.5%)	1,398 (△33.7%)
経常収益 (対前年度増減率)		61,882 (11.2%)	68,174 (10.2%)	74,166 (8.8%)	80,096 (8.0%)	84,711 (5.8%)
経常利益 (対前年度増減率)		2,178 (△22.7%)	2,565 (17.8%)	2,144 (△16.4%)	2,859 (33.3%)	2,371 (△17.1%)
当期純利益(△は当期純損失) (対前年度増減率)		△1,556 (△171.2%)	1,604 (-)	1,297 (△19.2%)	1,299 (0.2%)	1,454 (11.9%)
正味損害率		55.0%	57.2%	60.0%	63.3%	63.2%
正味事業費率		26.7%	26.1%	25.5%	25.7%	26.0%
利息及び配当金収入 (対前年度増減率)		684 (18.2%)	688 (0.6%)	784 (13.9%)	873 (11.4%)	1,027 (17.6%)
運用資産利回り(インカム利回り)		1.06%	0.93%	0.95%	0.98%	1.09%
資産運用利回り(実現利回り)		0.89%	0.94%	0.97%	1.01%	1.11%
有価証券残高		64,309	73,234	80,608	84,474	88,670
貸付金残高		-	-	-	-	-
責任準備金残高		50,791	58,125	64,073	67,371	70,609
資本金 (発行済株式の総数)		20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)
純資産額		13,678	15,482	16,772	18,009	19,934
総資産額		86,698	98,340	109,382	118,612	127,421
積立勘定として経理された資産額		-	-	-	-	-
自己資本比率		15.8%	15.7%	15.3%	15.2%	15.6%
配当性向		-	-	-	-	-
単体ソルベンシー・マージン比率*		993.0%	1,018.5%	981.4%	557.8%*	504.2%*
従業員数		752名	814名	922名	979名	1,079名

*単体ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、2011年度から算出方法が変更されたため、年度間の数値の単純な比較はできません。
本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

代表的な経営指標

正味収入保険料

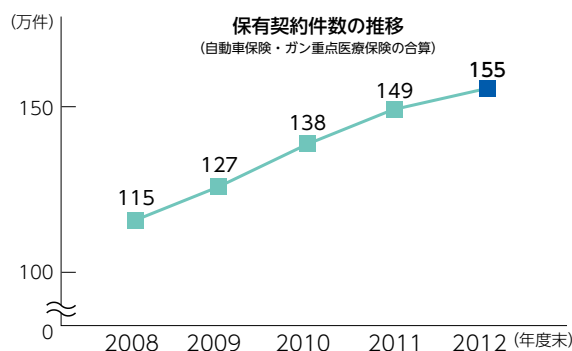
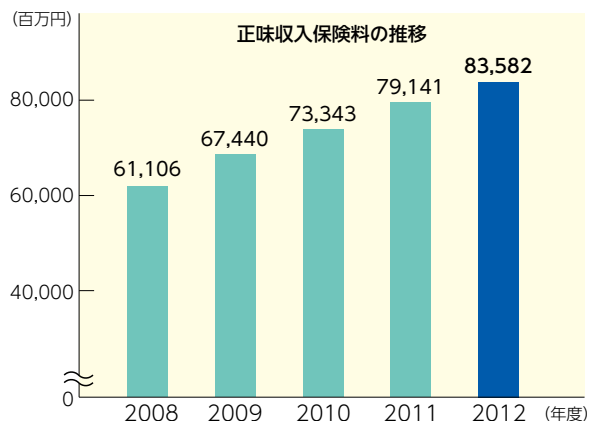
主力商品の自動車保険およびガン重点医療保険の保有契約件数が増加した結果、正味収入保険料は2011年度より5.6%増の83,582百万円となりました。

なお、2013年3月末の保有契約件数は、自動車保険で140万件、自動車保険とガン重点医療保険の合算で155万件と順調に増加しています。

[正味収入保険料]

ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことをいいます。他の保険会社から保険契約上の責任を引受ける受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険とがあります。

$$\text{正味収入保険料} = \text{元受正味保険料} + \text{受再正味保険料} - \text{支払再保険料}$$



* 保有契約件数は、正味収入保険料の99%を占める自動車保険およびガン重点医療保険の合算数値です。

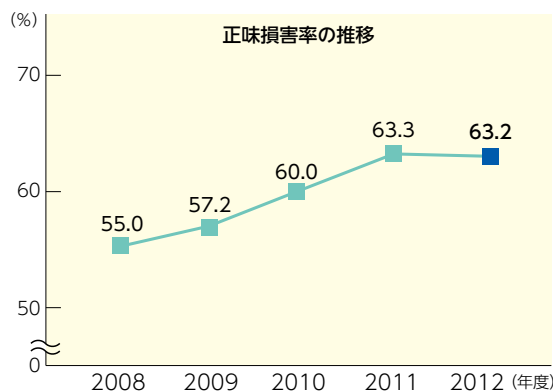
正味損害率

正味支払保険金は、2011年度より4.7%増加しましたが、正味収入保険料の増収効果もあり、正味損害率は2011年度から0.1ポイント改善して63.2%となりました。

[正味損害率]

正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の割合です。

$$\text{正味損害率}(\%) = (\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

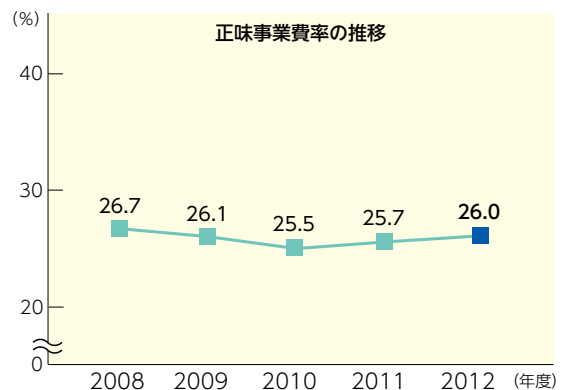


正味事業費率

主に、システム関連費用および新契約獲得費用の増加などにより、2011年度から0.3ポイント上昇して26.0%となりました。

【正味事業費率】

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために要した費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。



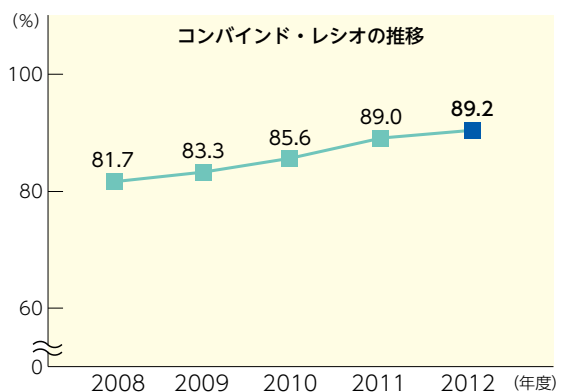
$$\text{正味事業費率 (\%)} = (\text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} + \text{諸手数料及び集金費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

コンバインド・レシオ

正味事業費率の上昇により、2011年度より0.2ポイント上昇し89.2%となりましたが、引続き損害保険業界において低い水準を維持しています。

【コンバインド・レシオ】

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。



$$\text{コンバインド・レシオ (\%)} = \text{正味損害率 (\%)} + \text{正味事業費率 (\%)}$$

保険引受利益

正味収入保険料が増加し正味損害率も前年度と同水準であったものの、支払備金繰入額が増加したことなどにより、保険引受利益は2011年度より33.7%減少し、1,398百万円となりました。

【保険引受利益】

保険の引受けに関して、どれだけ利益を出しているかを示すものです。保険引受収益(正味収入保険料など)から、保険引受費用(正味支払保険金や損害調査費など)と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額など)を加減したものです。



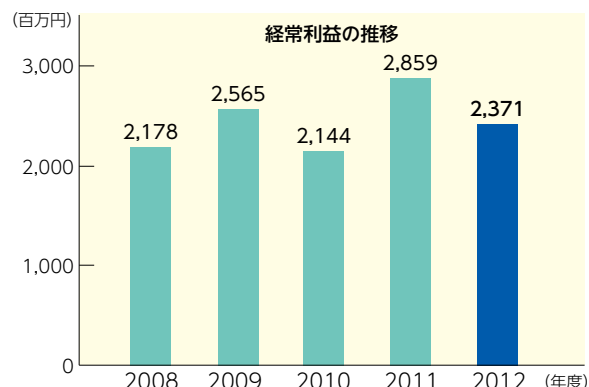
$$\text{保険引受利益} = \text{保険引受収益} - \text{保険引受費用} - \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} \pm \text{その他収支}$$

経常利益

保険引受利益の減少により、経常利益は、2011年度より17.1%減の2,371百万円となりました。

【経常利益】

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に係る費用、営業費及び一般管理費などの経常費用を引いた金額です。

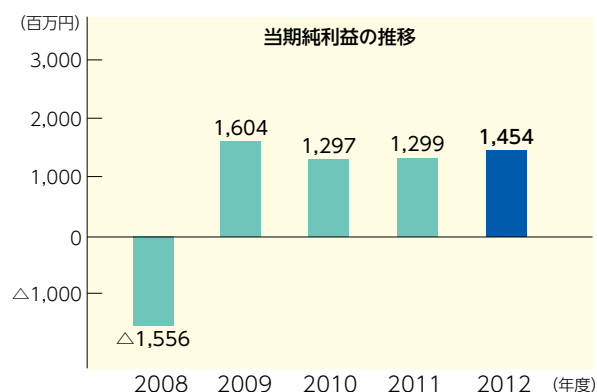


当期純利益

経常利益が減少したものの、2011年度において法人税率引下げに伴う繰延税金資産の一部取崩しによるマイナスの影響が生じたこともあり、2011年度より11.9%増の1,454百万円となりました。

【当期純利益】

経常利益に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。



* 2008年度の純損失は、特別損失として固定資産処分損を計上したことなどによるものです。

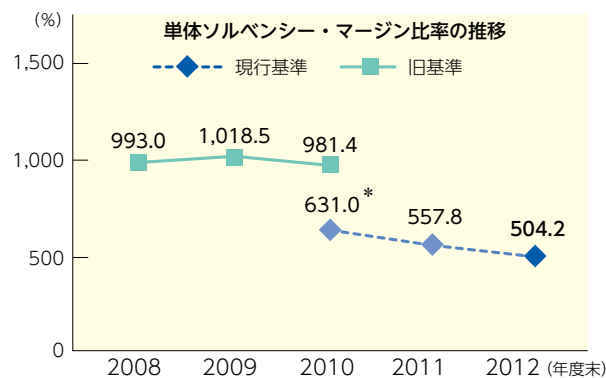
単体ソルベンシー・マージン比率

2011年度末より53.6ポイント低下して504.2%となりましたが、保険金の支払能力に問題がないとされる基準である200%を大きく上回る、十分な支払余力を保持しています。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

損害保険会社は、保険金支払い等に備えて準備金などを積立っていますが、巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を有していることが必要です。このような通常の予測を超える危険（リスク）に対する保険会社の支払能力の状況を示すものが単体ソルベンシー・マージン比率で、経営の健全性を測る指標のひとつです。

なお、同比率の信頼性の一層の向上の観点から、算出に係る法令等が改正され、2011年度から算出方法が変更されました。そのため、年度間の数値の単純な比較はできません。また、変更後の基準では、リスク計測の厳格化などにより、2010年度までの基準に比べ低下する場合がありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。



* 2010年度については、現行基準で算出した単体ソルベンシー・マージン比率を参考開示しています。

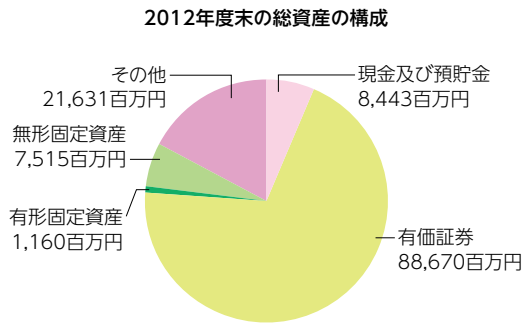
単体ソルベンシー・マージン比率(%)

$$= \frac{\text{単体ソルベンシー・マージン総額(資本金・準備金等の支払余力)}}{\text{単体リスクの合計額(通常の予測を超える危険) \times 1/2}} \times 100$$

☞ 詳しくは52～53ページをご参照ください。

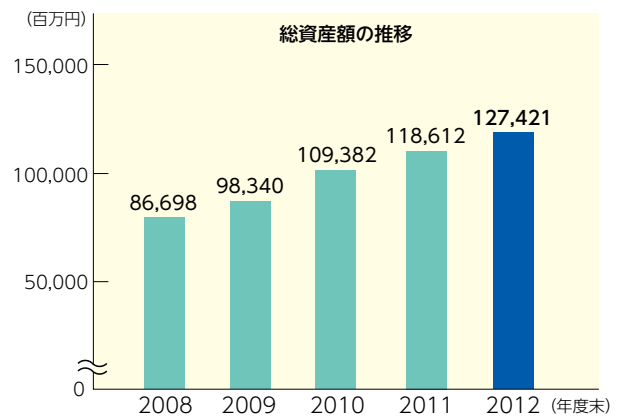
総資産額

2011年度末より7.4%増の、127,421百万円で、総資産のうち運用資産は97,363百万円となりました。資産運用にあたっては、安全性、流動性に留意しつつ、安定的な収益の確保に努めています。



【総資産額】

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

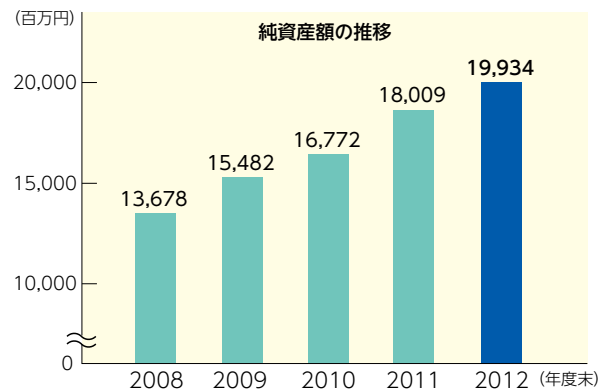


純資産額

2011年度末より10.7%増加し、19,934百万円となりました。

【純資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示します。



その他有価証券評価差額

2011年度末より470百万円増加し、426百万円となりました。

【その他有価証券評価差額】

有価証券は「金融商品に係る会計基準」により、「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」に区分します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価との差額のことをいいます。「その他有価証券」は貸借対照表上では時価で計上されますが、時価と取得原価との差額(評価差額)は損益計算書には計上されず、税金相当分を控除した上で「純資産の部」に直接計上されます。

不良債権の状況

「リスク管理債権」「債務者区分に基づいて区分された債権」ともに該当する債権はありません。

【リスク管理債権】

貸付金のうち、元本や利息の回収の可能性に注意を要する(返済状況が正常ではない)債権を示し、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

【債務者区分に基づいて区分された債権】

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権の4つに区分したものです。

事業環境と事業戦略

事業を取巻く環境

主力商品である自動車保険について市場全体で見ると、各社の損害率抑制に向けた継続的な保険料引上げや、エコカー補助金などの効果による新車販売台数の増加などにより、2012年度の保険料収入は2011年度を上回る見通しです。しかしながら中長期的に見ると、自動車の保有台数は人口減少や若年層の車離れなどにより減少する見通しであり、さらに、高齢化に伴う保険事故の増加や自然災害の影響などによる損害率の高止まりも懸念され、厳しい事業環境が続くことが想定されています。

こうした環境のなか、ダイレクト自動車保険市場は、大手損害保険会社と比較して価格競争力のある保険料がお客様に支持され、各社の積極的な広告活動によるブランドや認知度の高まりなども追い風となり、順調に拡大しています。

中でもソニー損保は、ダイレクト自動車保険市場において、2002年度に売上No.1 (*1) となって以来、日本国内のダイレクト自動車保険市場をリードする会社として、存在感を強めてきました。しかし、当社においても、損害率の高止まりによる収益性の悪化が懸念されることから、収益性の改善が大きな課題となっています。また、ダイレクト保険会社間の競争も激化していることから、より多くのお客様から信頼と支持を得られるよう、商品やサービスの顧客価値を高めていくことが求められています。

(*1) 売上とは元受正味保険料のことで、保険会社がお客様から受取った保険料をさします。ダイレクト保険会社とは、2012年度末時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社9社をさし、右のグラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成しています。なお、2012年度については2013年6月25日までに公表された数値を表示しています。

事業戦略

ソニー損保は、以下の取組みを進め、持続的な成長を目指します。

■収益性の改善

高止まりしている損害率の改善を優先課題と位置付け、適正水準への回復を目指す。

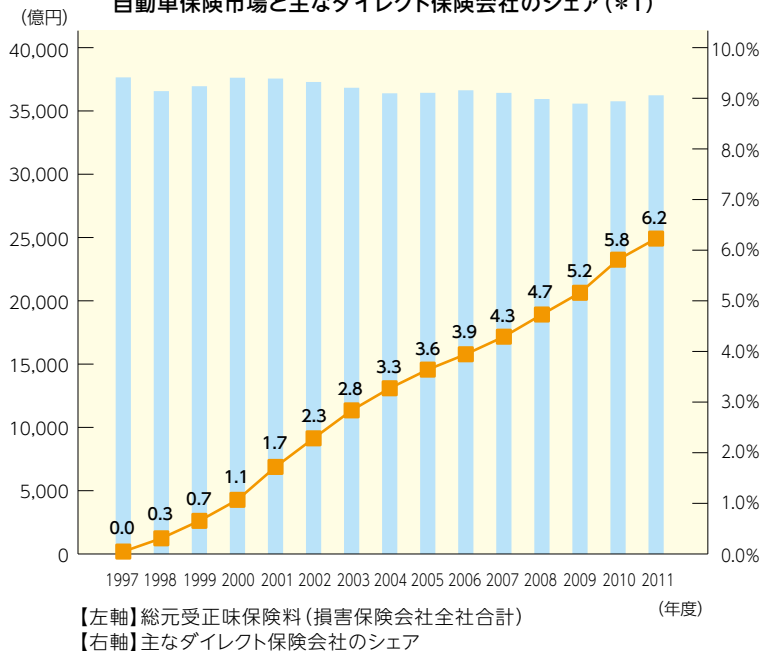
■成長の持続

収益性を優先しつつ安定的な成長を持続し、ダイレクト自動車保険市場のリーディングポジションを堅持。

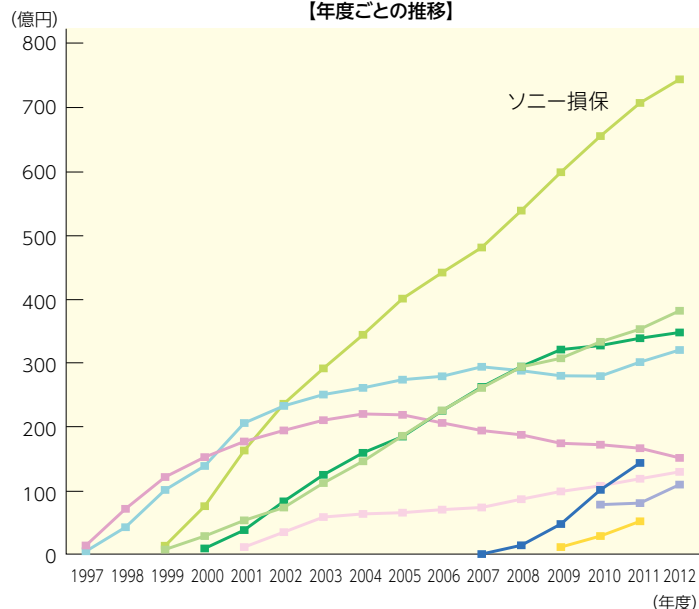
■顧客満足度の最大化

さらなるサービス品質の改善によりお客様から信頼され、支持されるブランドを維持。

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア(*1)



主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移(*1) 【年度ごとの推移】



コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適正性を確保していくことを経営の重要課題と認識し、以下の経営組織および体制を構築しています。

経営体制

■ 取締役会

2013年7月現在、取締役5名で構成されています。取締役会は、企業の信頼の維持・向上を重視し、迅速な意思決定と適切なモニタリングを実施しています。

■ 監査役会

2013年7月現在、監査役3名で構成されています。各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

社内および社外の監査態勢

■ 社内の内部監査態勢

他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取り締役に報告しています。このほか、監査役による監査も行われています。

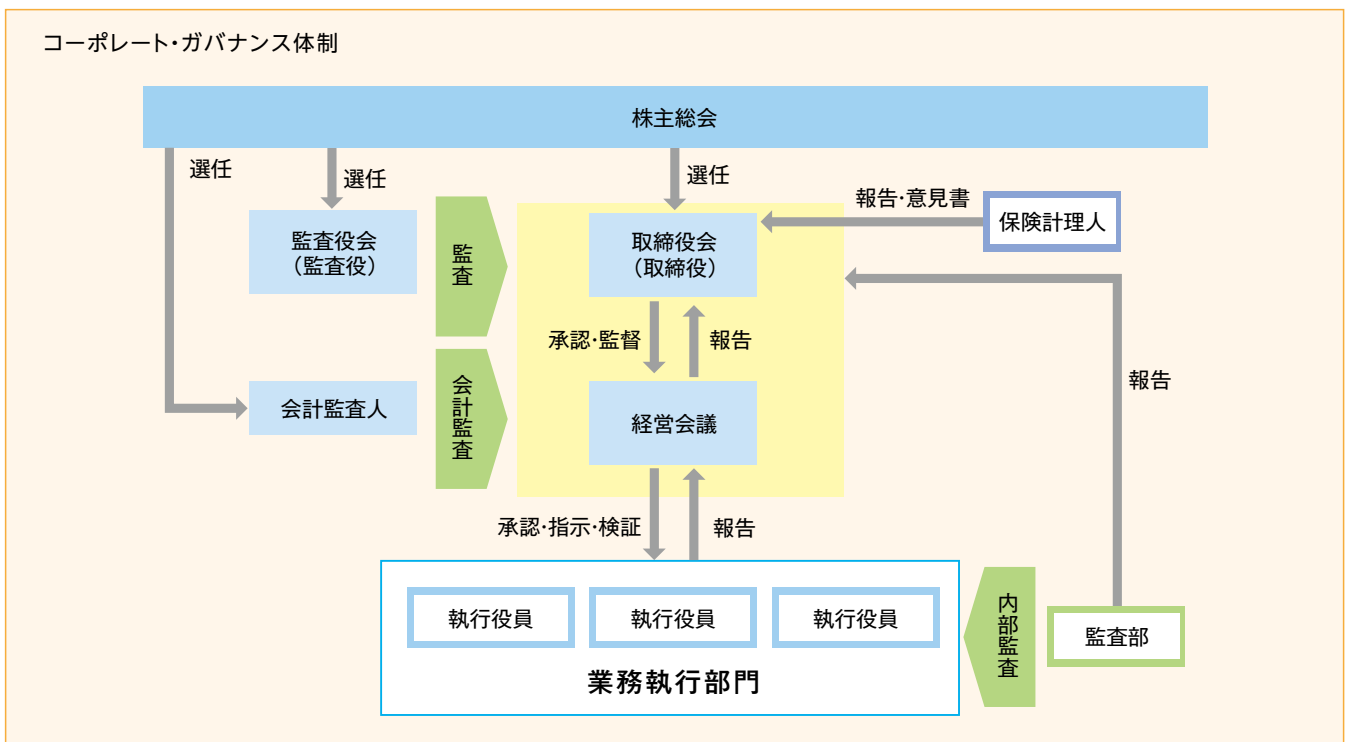
■ 社外の監査・検査

会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「あらた監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

■ 保険計理人による確認態勢

他の部門から独立した立場で保険料算出方法などを確認する保険計理人を置いています。保険計理人は、保険料算出方法などについて、各顧客にとって公平なものになっているか、財務の健全性に問題が生じることがないかなどを、法令等に則って確認しています。

3
コーポレート・ガバナンス



内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています。

内部統制システム構築の基本方針

1. **取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - ・取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき、職務の執行を行う。
 - ・監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し運用しているかを内部監査部門・会計監査人と連携・協力のうえ、監視し検証する。
 - ・取締役会は、ソニーフィナンシャルグループの「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役は、職務の執行に係る情報を社内規定等に従い適切に保存および管理する。
3. **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

取締役会は、リスク管理規程等を定め、会社の損失の危険を管理する。
4. **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる態勢を構築する。
5. **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - ・社員は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
 - ・内部監査部門は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し検証する。
6. **当該株式会社およびその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・当社は、保険業法に基づく損害保険会社として、経営管理を行い、業務の適正を確保する。
 - ・当社の監査役は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使して調査等を行う。
 - ・親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況について監査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。
 - ・当社は、必要に応じて、親会社に当社の経営情報を提供し、また、親会社内部監査部門との連携も行う。
 - ・当社は、社内通報制度を設け、当社の役員・社員は、親会社および当社の窓口を通じて直接通報することができる。
7. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、当該社員の任命を行う。
8. **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役を補助すべき社員の任免および人事考課については監査役の同意を必要とする。
9. **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - ・取締役および社員は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
 - ・取締役および社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
10. **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役による監査の環境整備に必要な措置をとる。

コンプライアンス

コンプライアンス

コンプライアンス(法令等遵守)は経営の重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、保険契約者の保護を図るべくコンプライアンス基本方針を定め、さらに、ソニーグループ行動規範の遵守などの取組みを進めています。

基本方針と行動規範

以下のコンプライアンス基本方針と行動規範に基づいて、事業活動を行っています。

コンプライアンス基本方針

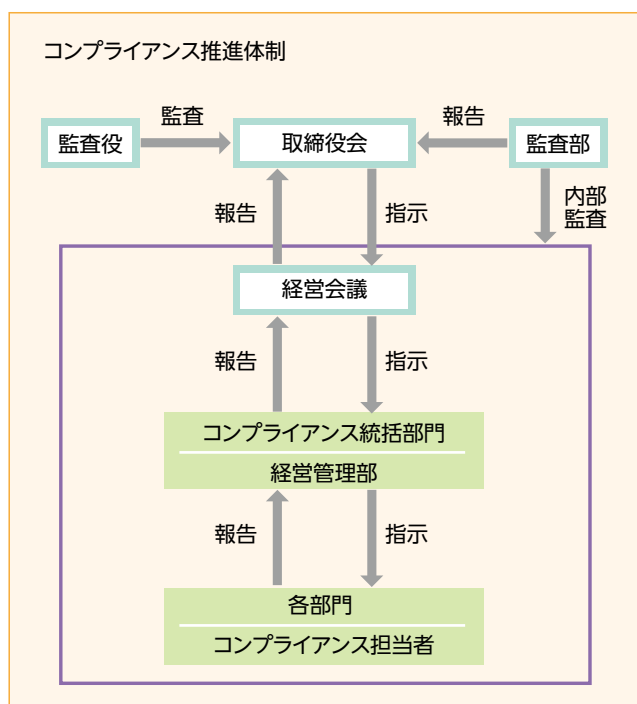
1. 「法令等」についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
2. お客様本意で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。
3. お客様にとって分かりやすく、かつ正確に理解して頂ける募集資料・広告の作成等により、保険募集における適切性を確保します。

■ 行動規範

ソニー損保はソニーグループの一員として、ソニーグループ内の会社のすべての取締役、役員および従業員が遵守すべき基本的な内部規範として定められている「ソニーグループ行動規範」を会社の行動規範としています。

コンプライアンス推進体制

コンプライアンスの基本原則および基本的な推進体制を定めた「コンプライアンス基本方針」およびコンプライアンスに係る基本的な内容を定めた「コンプライアンス規程」に従って、コンプライアンス統括部門の一元的管理のもと、各部門が推進の主体となって、円滑なコンプライアンスの推進および強化を図っています。



■ コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス統括部門が定期的にフォローアップし、経営会議および取締役会に報告しています。

■ コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルを作成し、研修時に配布するほか、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要なときに確認できるようにしています。コンプライアンス・マニュアルには、基本方針や行動規範、推進体制などを掲載するほか、遵守すべき法令等について事例集で解説することで社員が理解を深められるよう、工夫しています。

■ コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、e-ラーニング研修を含む全社員研修、新入社員研修、新任管理職研修などを実施するほか、業務特性に応じた各部門内での研修などを実施することで、コンプライアンスに関する研修の充実を図っています。

■ 通報制度

コンプライアンス上問題となる重要な事件・事故が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取組めるよう、事件・事故の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は健全な職場を確保するための重要な施策と位置づけられており、社内および社外に通報者の匿名性やプライバシーの確保された通報窓口を設置して、制度の実効性確保を図っています。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは断固として対決すべく、ソニーフィナンシャルグループで制定した「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」をソニー損保でも採択し、対応態勢の整備に取り組んでいます。

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

- ソニーフィナンシャルグループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備します。
- ソニーフィナンシャルグループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。また、不当要求には組織として対応し、毅然とした姿勢で対応します。
- ソニーフィナンシャルグループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察などの外部専門機関との連携強化を図ります。

利益相反管理方針

お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

利益相反管理方針の概要

1. 基本方針

当社は、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

※本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、当社に、次の会社を加えた総称をいいます。
ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社およびSA Reinsurance Ltd.

2. 対象となるお客さまの範囲

本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社における保険関連業務（損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務）に係るお客さまとします。

3. 対象取引

当社は、次の各号に掲げる取引（以下「対象取引」という。）によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

- ①お客さまの利益とソニーグループ金融会社等の利益が対立する場合において、ソニーグループ金融会社等の利益を得ることを優先する取引
- ②お客さまの情報を不適切に利用して利益を得る取引
- ③お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引
- ④その他、当社がお客さまの利益を害していると認められる取引

4. 利益相反管理体制

(1) 体制

当社は、利益相反を管理する統括責任者（以下「利益相反管理統括責任者」という。）を定め、当社における利益相反管理態勢を整備します。

(2) 措置

利益相反管理統括責任者は、社内における報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

- ①利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- ②対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- ③利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- ④その他、利益相反管理統括責任者が必要と判断する措置

(3) 記録

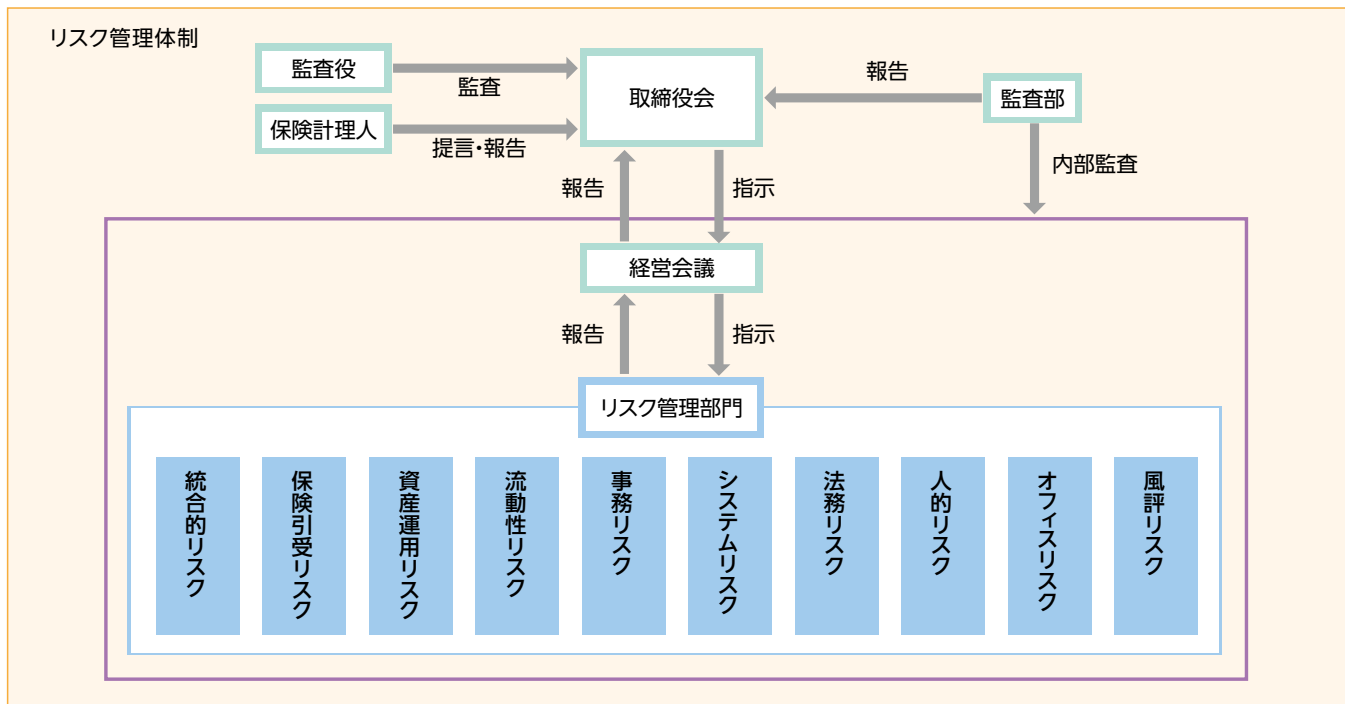
利益相反管理統括責任者は、利益相反管理に関する事項を適切に記録し、保存するものとします。

リスク管理

損害保険会社を取巻くリスクは、経営環境の変化に伴って多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性がますます高まっています。ソニー損保ではリスク管理を経営の重要課題の一つと位置づけ、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化したときの対策など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク管理体制

業務遂行にかかるリスクについて、リスク管理方針を定めるとともに、リスク管理部門を定めてリスク管理に取り組んでいます。



3
リスク管理

主要なリスクの概要とリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

統合的リスク

会社の直面するリスクを総体的に捉え、計測されたリスク総量が所定の自己資本内に収まるよう適切なリスク選好方針を定め、リスク管理を行っています。また、負債特性を踏まえて将来の債務履行を確実にするよう適切な特性を持つ資産を十分保有するなど、資産及び負債の総合的な管理を行っています。

なお、大規模な自然災害や予想外の大きな金融市場の混乱が発生した場合には、保険会社は、通常では考えられないような損失を被る可能性があります。当社では、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額など影響範囲を事前に分析したうえで、会社の経営が大きな影響を受けないように、あらかじめリスク管理指標に反映しています。

保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けること、必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、または将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更、保有限度額の変更等の措置を講じることなどを定めています。

当社では、これらのリスク管理の一環として「保険引受リスク管理規程」に料率や引受基準のモニタリング項目等を定め、定期的な検証を実施することとしています。

資産運用リスク

保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクであり、その性格から、「市場リスク」「信用リスク」等に分類されています。

■ 市場リスク

金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、資産の価値が変動して損失を被るリスク。

■ 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク。

当社では、「資産運用リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運用を行っています。

流動性リスク

流動性リスクは、その性格から「資金繰りリスク」「市場流動性リスク」に分類されています。

■ 資金繰りリスク

保険料収入の減少や、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払による資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

■ 市場流動性リスク

市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金繰りの逼迫（ひっばく）度に応じた適切な管理を行うために「流動性リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資金繰りを行っています。

事務リスク

社員や代理店等が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、「事務リスク管理規程」などの、法令等に則った各種業務に応じた規程やマニュアルを整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化ならびに検査結果、不祥事件などの状況を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの極小化に努めています。

システムリスク

コンピュータのシステムダウン、誤作動、不正使用などにより損失を被るリスクのことです。当社では、情報システムの安全確保のため、「システムリスク管理規程」などの、各種業務規程等を整備しています。

法務リスク

当社業務に関連し、法令や契約等への違反、不適切な契約締結、その他法的な原因により罰則適用・損害賠償等の損失を被るリスクのことです。当社では、法務リスク管理態勢の構築、および法務リスクの軽減を図るために必要な手順・管理方法等を「法務リスク管理規程」に定め、業務や取引の適法性の確認・検証等に取組んでいます。

人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（採用、退職、評価、処遇、育成、労務管理等の問題）や差別的行為（人権）から生じる損失・損害などにより会社が被るリスクです。これらのリスク軽減のため、「人的リスク管理規程」を設けて業務の健全性を確保しています。

オフィスリスク

当社事業に関連する書類・設備等の諸資産に関する物理的リスクのことです。「オフィスリスク管理規程」を設け、規程の周知・整備などを通じて態勢強化を図るとともに、オフィスセキュリティや災害対応準備等の物理的安全確保に関する施策を実施するなど、業務の健全性を確保しています。

風評リスク

風評（当社に関する悪評や風説）による信用低下が要因となり、損失や損害を被るリスクをいいます。「風評リスク管理規程」に則り、日々のモニタリングや風評の要因となりうる事象への適切な対応などを通じ、リスクの最小化に努めています。

再保険リスクについて

引受けを行った保険の責任(リスク)をすべて当社で負担するのではなく、再保険を設定(出再)することで、他の保険会社にリスクを移転しています。

一方で、他の保険会社から、その保険会社の引受けした保険の責任を一部負担する再保険の引受け(受再)も行っています。

出再(再保険の設定)にあたってのリスクとその対処

出再後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といいます。この出再に関連するリスクとして、主に次の2つがあります。

- ①保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な出再が手配されていないリスク
- ②出再先(再保険の取引先)の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないリスク

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社の担保力(準備金、収益性)などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で設定しています。保有の上限額を超える引受けを行う場合には、出再の手配を行っています。なお、出再先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力(財務内容)を主として、長期安定的な取引が可能であるか等確認すべき項目につき適切に点検の上、選定しています。

受再(再保険の引受け)にあたってのリスクとその対処

受再を行う場合には、当社の負担能力を超えたリスクが発生することのないようにリスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に対処しています。

再保険リスク管理

「保険引受リスク管理規程」に保険種類別の保有限度額やモニタリング項目等を定め、再保険リスクについて適切な管理を行っています。

自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害(地震・台風等)が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。当社では、想定される損害を統計的に分析し、異常危険準備金の積立状況を勘案の上、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野における責任準備金積立の適切性を確保するために主務官庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

■ ストレステスト

あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の予想を超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分の2つの契約区分で実施しています。ストレステストで予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積立てます。

■ 負債十分性テスト

ストレステストで責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の通常の予想の範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいたした契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。長期就業不能所得補償保険(*1)は、新規の引受けを停止し被保険者数が少なく統計的な取扱いが困難なことから、ストレステストを行わず、全件事故が発生するものとして、負債十分性テストを行っています。

ストレステスト、負債十分性テストにおける事故発生率の設定水準

契約区分ごとに次のとおり事故発生率を設定しています。

- ①ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分(ストレステスト)
過去5年間の実際の事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。
- ②長期就業不能所得補償保険(*1)(負債十分性テスト)
新規の引受けを停止し被保険者数が少なく統計的な取扱いが困難なことから、全件事故が発生するものとしています。

テストの結果

テストの結果は以下のとおりです。

契約区分	ガン重点医療保険		長期就業不能所得補償保険(*1)
	がん保障部分	医療保障部分	
ストレステスト	責任準備金だけで十分である。	責任準備金だけで十分である。	実施せず。
危険準備金の積立額	積立不要	積立不要	積立不要
負債十分性テスト	実施不要	実施不要	実施
責任準備金の追加額			4.44百万円

長期就業不能所得補償保険については、母集団が小さく、保険金および事業費をまかなうことができないため、将来の債務の履行に備えて、追加責任準備金4.44百万円を積立てています。

(*1)長期就業不能所得補償保険については、2003年1月をもって新規の引受けを中止しました。

販売・勧誘方針

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

販売・勧誘方針

1. 保険販売・勧誘にあたっての基本方針

- (1) お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

2. お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

* 以上は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の勧誘方針です。
 なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/>)をご参照ください。

3. インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

4. その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

5. 各種サービス体制について

- (1) お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2) 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払ができるよう努めます。

お客様の個人情報のお取扱いに関して

ソニー損保では、お客様の情報のお取扱いに関し、ソニーグループ各社共通の「プライバシーポリシー」を遵守しています。詳しくは、ウェブサイト(<http://www.sonysonpo.co.jp/share/doc/n0040000.html>)をご覧ください。また、個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます。)に基づき、お客様の情報を以下の公表事項に則って取扱っています。

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、弊社事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、弊社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。対象の個人情報には、弊社取引先・代理店等の従事者に係る個人情報を含まず。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、弊社はインターネットや電話、FAX等による保険料のお見積り、保険商品の資料請求、保険契約申込、保険金請求、アンケートなどの際に個人情報を取得します。また、電話による各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容の正確な記録や業務品質の向上などのため、通話を録音させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的および下記6.情報交換制度等に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)の達成に必要な範囲において利用します。

利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 適正な保険金・給付金の支払いおよび保険事故の調査(関係先への照会等を含む)
- (3) 弊社が有する債権の回収

- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 弊社取扱商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次および管理
- (6) 上記(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (7) ソニーフィナンシャルグループ各社・提携先企業等が取扱う商品・サービスのご案内
- (8) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施、市場調査・データ分析の実施等ならびにそれによる商品・サービスの開発
- (9) お問い合わせ・依頼等への対応およびご本人かどうかの確認
- (10) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先等への提供
- (11) 弊社社員の採用、販売基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (12) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (13) その他、上記(1)から(12)に付随する業務ならびにお客様との取引および弊社の業務運営を円滑に履行するために行う業務

3. 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・損害保険会社等間で共同利用を行う場合(下記6.情報交換制度等をご覧ください。)

4. 個人データの取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ・保険契約の募集に関わる業務
- ・損害調査に関わる業務
- ・情報システムの保守・運用に関わる業務
- ・保険証券、案内文書等の印刷、発送に関わる業務

5. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項

法23条2項は、第三者に提供される個人データについて、ご本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、一定の事項について、あらかじめ、ご本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができるものと定めています。

弊社は、同項に定めるオプトアウト制度を利用して、ご本人の認識なく第三者に個人情報を提供することはございません。

6. 情報交換制度等

[1] 損保業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)、または、損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp>)をご覧ください。

[2] 代理店等情報の確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

7. センシティブ情報の取扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。))を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、弊社ご契約者デスクまたは別にご案内のある場合の部門にお問い合わせください。また事故に関するご照会については、サービスガイド等に記載の各担当サービスセンターまたは別にご案内させていただきます担当部門にお問い合わせください。弊社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「11. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

弊社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。

弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. 個人データの安全管理措置の概要

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置に関するご質問については、下記「11. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

11. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

ダイレクトメール・電話・電子メールによるご案内などへのお客様の個人情報の利用を、お客様がご希望されない場合はお問い合わせ窓口までお申し出ください。契約管理その他弊社業務上必要な場合を除き、取扱いを中止させていただきます。

弊社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

ソニー損害保険株式会社

お客様相談室 0120-101-656

受付時間 月～金(祝日除く) 午前9時～午後5時30分

(注) 以上の内容は、弊社業務に従事している者等の個人情報については対象としていません。

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。)

ホームページアドレス :<http://www.sonpo.or.jp>

情報セキュリティへの取組み

当社では2005年5月、本社関連部門の業務および社内システムに関する企画・構築について、国内の損害保険会社として初めて情報セキュリティマネジメントシステムの標準規格であるISMS適合性評価制度認証基準(Ver.2.0)(以下、ISMS)およびBS7799-Part2:2002(以下、BS7799)の認証を取得しました。2007年6月には適用範囲を全社に広げたJISQ27001:2006(ISO/IEC27001:2005)の認証を取得し、現在も継続しています。

今後もお客様情報・会社情報の漏えい防止のため、情報セキュリティの維持向上を図り、情報資産の保護に努めます。

保険のしくみ

損害保険制度

損害保険制度は、多数の人々が「大数の法則」に基づいて算出された保険料を支払う(お金を出し合う)ことで、事故が発生した場合に保険金を受取る(出し合ったお金から補償を受ける)ことができる相互扶助のしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心(補償)」を得ることができます。

■ 保険料について

保険料は、事故発生時に支払う保険金に充てられる「純保険料」と、保険会社の運営に必要な経費などに充てられる「付加保険料」で構成され、保険金額に保険料率を乗じて算出されます。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が一定の偶然な事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期するため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

■ 再保険について

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには高額な保険金支払の可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引受けてもらうことによってリスクを平均化・分散化し、経営の安定を図っています。「再保険」とはこのような保険会社間の取引をいい、自社が引受けたリスクを他の保険会社に引受けてもらうことを「出再」、他の保険会社が引受けたリスクを自社で引受けることを「受再」といいます。

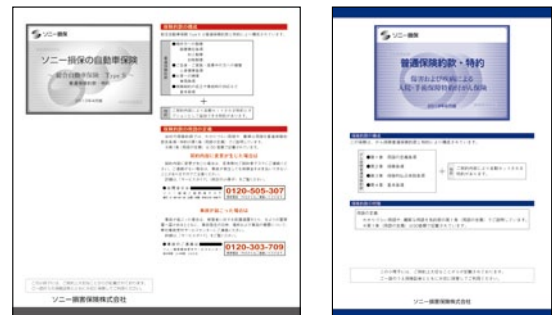
※ 再保険リスクの概要や再保険リスク管理については26ページをご参照ください。

約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特約により構成されます。

【保険約款では主に以下の内容が規定されています。】

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および保険金額
4. ご契約に際して保険会社からの質問に正しくお答えいただく重要な事項(告知義務)
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社にその事実を連絡しなければならないか(通知義務)
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか



約款の表紙
自動車保険(左) ガン重点医療保険(右)

ご契約のお手続きについて

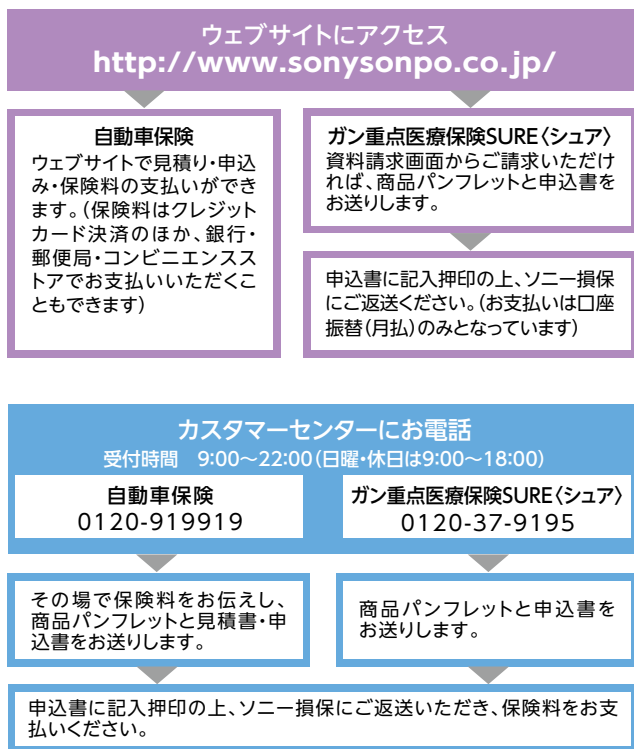
販売方法

インターネットや電話を通じて直接お申込みいただくダイレクト販売のほか、損害保険代理店委託契約を締結した代理店や、ソニーフィナンシャルグループ各社を通じた販売も行っています。

■ダイレクト販売

テレビコマーシャルや新聞・雑誌の広告、インターネットなどを通じて、直接、自動車保険やガン重点医療保険を販売しています。

【ダイレクト販売の主な流れ】



■代理店による販売

カード会社や通販事業者、インターネットの比較サイト、銀行など、ダイレクト保険会社としてのメリットを活かした販売経路が構築できる企業と損害保険代理店委託契約を結び、それぞれの企業が当社代理店としてソニー損保の保険商品を販売しています。

■代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の手続きを経て代理店登録や募集人としての届出を行う必要があります。また、登録や届出にあたっては、損害保険募集人一般試験の合格を要件としています。

■ソニー損保の損害保険代理店教育について

保険募集に関する法令等の遵守や商品内容・契約に関する知識の習得など、代理店(募集人)の保険募集能力の向上を図るため、eラーニングなどを活用した代理店研修を実施し、消費者保護やお客様満足の向上に努めています。

■ソニーフィナンシャルグループ各社による販売

■ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

ソニー生命はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)がソニー損保の自動車保険を販売しています。



ソニー生命の
ライフプランナーによる販売

■ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

ソニー銀行の住宅ローン利用者向けの長期火災保険を販売しています。



ソニー銀行のサービスサイト

ソニー損保が代理店となって販売している商品

「保険セレクト」コーナーで、次の2つの他社の保険商品をソニー損保が代理店となって販売しています。

- ・アニコム損害保険株式会社のペット保険 「どうぶつ健保 ふぁみりい」
- ・セコム損害保険株式会社のガン保険 「自由診療保険 メディコム」

*アニコム損害保険株式会社、セコム損害保険株式会社と、募集業務の代理および事務の代行に関する契約を締結しています。

ご契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

保険契約は保険会社とお客様との約束ごとですから、お申込みの際は、契約申込書やウェブサイトの申込画面等を十分ご確認ください。なお、お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある、商品・サービス・約款の内容などについては、商品パンフレットや重要事項説明書などに概略を記載していますので、必ずご確認ください。また、これらの書類では保険料算出に必要な条件などをお客様に漏れなく申告していただけるよう、割引となる条件などについてもご案内しています。

■ 商品パンフレットや重要事項説明書などの作成にあたり

商品パンフレットや重要事項説明書が、お客様にとってわかりやすい内容で適切に作成されるよう、説明方法などを定めた「募集資料作成ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに沿って募集資料審査部門が審査をしています。

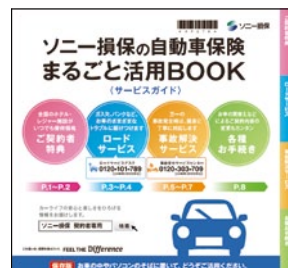
■ 契約内容の確認について

契約内容がお客様の希望される補償内容などに沿っているか、お客様の情報が正しく記載されているか、お支払いいただく保険料が適正かなどについて、お客様ご自身にウェブサイトや申込書でご確認いただいてからお申込みいただくようにしています。

また、契約期間が1年を超える長期契約については、年1回、お客様にご契約内容のご確認を依頼しています。

■ ご契約後にお届けする書類等

ご契約のお申込後には、保険証券等をお送りします。自動車保険では、ウェブサイトでお申込みいただく際に、保険証券等の発行・送付を省略することもできます。なお、自動車保険とガン重点医療保険の普通保険約款・特約、サービスガイドは、ウェブサイトでもご覧いただけるようにしています。



自動車保険の
重要事項説明書(左)とサービスガイド(右)

保険料について

保険料のお支払い

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約の際にお支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まって、保険料のお支払い前に生じた事故については、保険金はお支払いできません。

また、保険料を分割してお支払いいただく契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合も保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

クーリングオフ制度

保険期間が1年以上のご契約については、お申込み後であっても契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券を受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または解除をすることができます。(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約を除きます。)

保険料の返還

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款などをご確認ください。

取扱商品

自動車保険

約款名：総合自動車保険 Type S

“走る分だけ”の合理的な保険料

お客様の車との付き合い方に着目して採用したリスク細分項目の1つが走行距離です。当社の保険料体系には、走行距離と事故発生との相関関係が反映されています。また、リスク細分や、ダイレクト販売による業務の集中化・効率化によるコスト削減により、多くのお客様に納得していただける保険料の実現を目指しています。



自動車保険 商品パンフレット

充実した補償

保険の真価を問われる万一の事故などのときにお客様のお役に立てるよう、「相手方や、自分・同乗者の補償」や「自分の車の補償」に加え、さらに補償を充実させることができる「オプションの補償」もご用意しています。

■ 相手方や、自分・同乗者の補償

相手方への補償として対人賠償保険・対物賠償保険、ご自身・ご家族・搭乗中の方の補償として人身傷害保険・搭乗者傷害特約（傷害一時金）・搭乗者傷害特約（死亡・後遺障害）をご用意しています。

■ 自分の車の補償

大切なお車の修理費などを補償する車両保険には「一般型」と「エコノミー型」の2タイプがあり、お客様のニーズにあったタイプをお選びいただけます。

■ オプションの補償

オプションの補償として、おりても特約、自動車事故弁護士費用等補償特約（もらい事故の弁護士費用などを補償する特約）、ファミリーバイク特約、新車買替補償特約、事故時レンタカー費用補償特約などをご用意しており、補償をさらに充実させることができます。

ソニー損保ならではの特約・割引制度

ソニー損保ならではの特約や割引制度も提供しています。

■ おりても特約

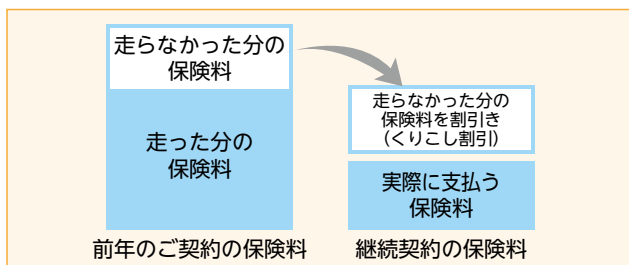
マイカーで出かけた際の“お車をおりてから”起こった「外出先でのケガ」「お車の外に持ち出されたモノの損害」「外出先でのトラブルの賠償責任」の事故について補償する特約です。

■ 継続割引

ソニー損保でのご継続回数に応じて保険料を割引きます。

■ くりこし割引

リスク細分項目の1つである年間走行距離について、「走った距離」が契約距離区分の上限を「1,000km以上」下回る場合は、走らなかった分の保険料に相当する額を継続契約の保険料から割引きます。



*上図は「くりこし割引」のしくみを説明したイメージ図です。

ガン重点医療保険SURE〈シュア〉

約款名：傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険

手厚いがんの保障／保障期間は終身

治療費が高額になりがちながんの保障を手厚くしています。また、年齢が上がっても保険料は上がることなく、保障が終身にわたって続きます。



ガン重点医療保険SURE〈シュア〉商品パンフレット

金銭面の不安を軽減し治療に専念していただくための特約

お客様に治療費を気にせず治療に専念していただくため、次の2つの特約を自動でセットしています。

■ 先進医療費保障特約

治療費を気にせず、先進医療による治療を選択していただくための特約です。厚生労働大臣の定める先進医療による療養を受けられた場合、通算2,000万円を上限（*1）として、技術料と同額を先進医療保険金としてお支払いします。

■ 入院時の手術保障範囲拡大特約

約款で定めた所定の手術だけではなく、入院を伴う公的医療保険制度（健康保険等）が適用される手術について、1回の手術につき5万円を手術保険金としてお支払いします。（*2）

（*1）2013年5月31日以前に保険金のお支払いの対象となる先進医療による療養を受けられた場合は、通算1,000万円が限度となります。

（*2）一部、保険金のお支払い対象外となる手術があります。

骨髄ドナー（骨髄提供者）を応援するための特約

お客様が骨髄ドナーとなられた場合の経済的な負担をできるだけ軽くすることができるよう、骨髄ドナーサポート特約を自動でセットしています。

なお、骨髄ドナーサポート特約については、お客様の保険料のご負担はありません。

ニーズにあわせて選べるタイプ

■ SUREベーシック

一生涯変わらない手頃な保険料でシンプルな保障が続くタイプです。

■ SUREスマートフィット

60歳以降(*3)は、保障が厚くなる一方で月々お支払いいただく保険料が半額になり、将来の安心をプラスしながら保険料負担を軽減できるタイプです。

■ SUREワイド

年齢にかかわらず一生手厚い保障を備えたタイプです。月々お支払いいただく保険料が、60歳以降(*3)は半額になるプランも用意しています。

<ご契約可能な年齢について>

「SUREスマートフィット」と「SUREワイド」の60歳以降(*3)の保険料が半額になるプランは、保険始期日時点で満57歳以下の方を対象とした商品です。ご契約時から同じ保険料が一生継続プランの「SUREワイド」と「SUREベーシック」は保険始期日時点で満70歳以下の方を対象とした商品です。

(*3) 保障を受けられる方の「満60歳の誕生日以降に最初に到来する保険始期日応当日」以降をさします。

火災保険

約款名:住宅火災保険 Type S・地震保険

ソニー銀行の住宅ローン利用者向けに用意したソニー銀行の窓販専用の長期火災保険です。建物の基本の補償は、住宅ローンの借入期間に合わせた保険期間で設定しますので、更新の手間が不要です。また、保険料は全保険期間分を一度に支払う長期一括払いのため、毎年更新する場合に比べ保険料総額が少なくなります。



住宅ローン専用長期火災保険商品パンフレット

*家財・地震の保険期間は最長で5年です。5年経過後は、建物の基本補償の保険期間満了まで更新が可能です。

主な商品の開発と改定

お客様にとって価値ある商品を開発するとともに、お客様のニーズにお応えできるよう、随時、商品改定を行っています。

主な商品の販売開始

- 1999年 9月 自動車保険
(総合自動車保険 Type S)
- 2002年 6月 ガン重点医療保険
(傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険)
- 2004年10月 火災保険
(住宅火災保険 Type S・地震保険)

主な商品改定

- 2000年 7月 ◆「おりても特約」販売開始
◆ クレジットカードを活用した分割払いサービス開始
- 2001年 2月 ◆ 車の型式をリスク細分項目に追加
◆ 契約距離区分を4区分から5区分に拡大
◆ 「継続割引」導入
◆ 「あしすと特約」販売開始
- 2002年10月 ◆ 「新車割引」「ゴールド免許割引」導入
◆ 搭乗者傷害保険金を部位・症状別払方式に変更
- 2003年 6月 ◆ インターネット申込引受対象範囲の拡大
10月 ◆ インターネット割引を最大3,000円に増額
◆ 「お早め登録割引」「紹介割引」導入
- 2004年11月 ◆ 「くりこし割引」導入
- 2005年 5月 ◇ 「SUREベーシック」「SUREワイド」販売開始
- 2007年 8月 ◇ 「SUREスマートフィット」販売開始
◇ 「骨髄ドナーサポート特約」導入
- 2008年11月 ◆ 運転者年齢条件特約の適用範囲を同居のご家族等に変更
◆ インターネット割引を最大5,000円に増額
- 2009年11月 ◆ 「対物超過修理費用補償特約」販売開始
◆ 「運転者本人限定特約」販売開始
◇ 保険料は一生涯固定プランの契約可能年齢上限を70歳に引上げ
- 2010年11月 ◆ 契約距離区分を5区分から7区分に拡大
◆ 「自動車事故弁護士費用等補償特約」販売開始
- 2011年 4月 ◇ 「先進医療費保障特約」導入
◇ 「入院時の手術保障範囲拡大特約」導入
- 2012年 7月 ◆ 「証券ペーパーレス割引」導入
◆ 搭乗者傷害保険を特約として搭乗者傷害(傷害一時金)、搭乗者傷害(死亡・後遺傷害)の2特約に分割
12月 ◆ インターネット割引を最大8,000円に増額
◆ 新しいノンフリート等級別料率制度を導入(2013年4月1日以降が始期日の契約に適用)
- 2013年 6月 ◇ 「先進医療費保障特約」の支払限度額を2,000万円に引上げ

◆は自動車保険、◇はガン重点医療保険における改定です。

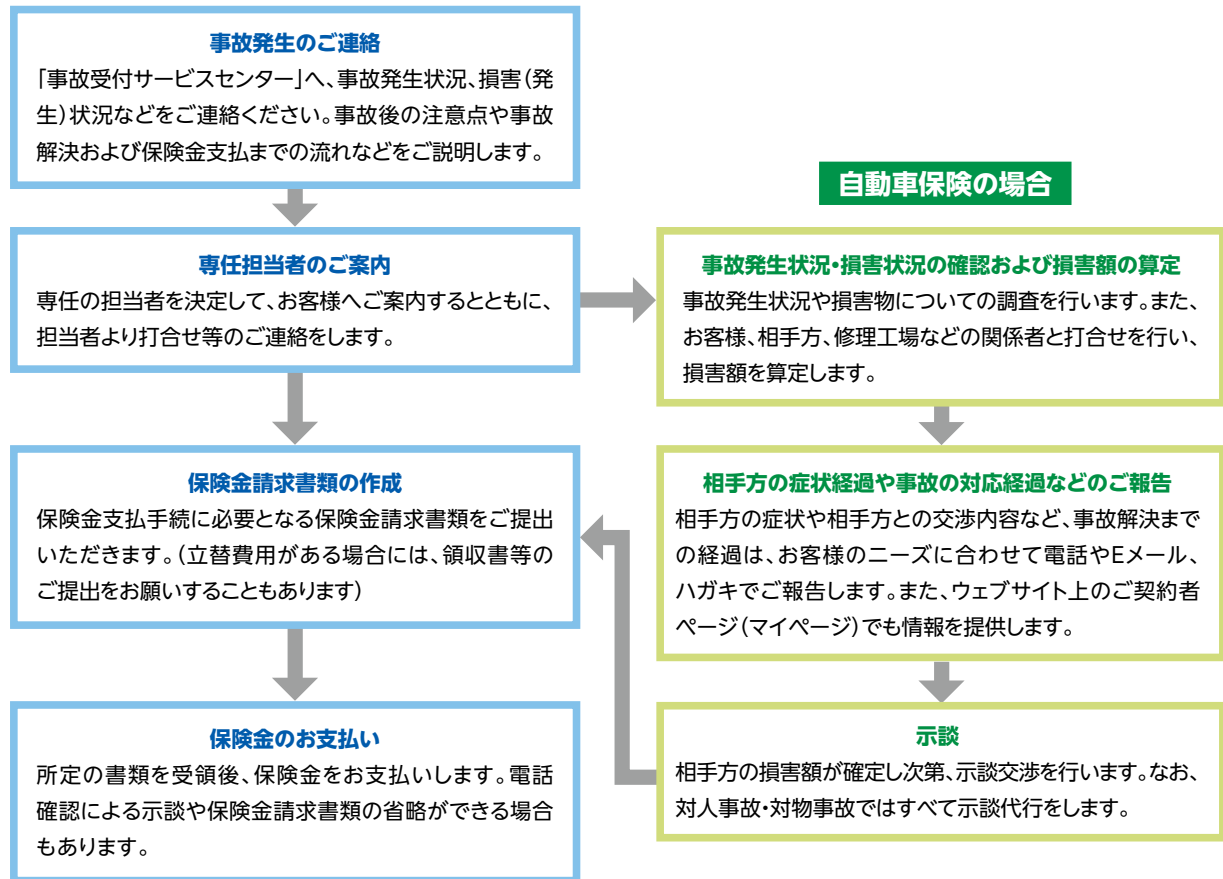
* 上記は商品改定あるいは販売開始の年月であり、適用開始年月と異なる場合があります。

* 詳しい商品内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際は、必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等でご確認ください。

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認による示談も活用して、保険金お支払いをスピーディーに行っています。保険金お支払いまでの流れの概略は以下のとおりです。

*以下は一例です。事故の内容・状況により以下の流れとは異なる場合があります。



4

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求書類作成に関するご注意

ご契約者、記名被保険者または保険金を受取るべき方が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類に知っている事実を記載されなかったとき、事実と相違することを記載されたときは、保険金がお支払いできない場合、または、減額される場合があります。また、保険証券に免責期間が記載されている保険については、保険金お支払いの対象は免責期間の終了後からとなります。

保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、ご契約の保険金額は減額されず満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」のおりても身の回り品特約、弁護士費用等補償特約における弁護士等への法律相談費用については、保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。また、傷害保険や医療保険の各種特約についても保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となるものがあります。

保険金支払いに関する制度(自動車保険)

■ 自賠責保険の一括払制度

対人賠償保険および人身傷害保険の保険金をお支払いできる場合で、補償の対象となる方からこれらの保険の保険金と自賠責保険金について一括請求のご依頼を受けた場合、ソニー損保が自賠責保険金の部分まで立替えて一括してお支払いします。

■ 保険金の内払制度

対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前(対人事故の場合)、保険金支払い協定前(人身傷害事故の場合)でも治療費、休業損害、通院交通費等(自賠責保険で支払い済みの額を除く)について内払いを実施します。

対人事故、人身傷害事故以外で保険金をお支払いする場合においても、被保険者や事故当事者の方が立替えている費用等は、内容や種類によって内払いが実施できる場合もあります。

保険金お支払いまでのサービス

担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は、常にお客様の立場にたち親身に対応します。

自動車保険の事故解決サービス

スピーディーかつ丁寧な対応でお客様の不安を取除き、お客様の納得感を追求しながら事故解決サービスを提供しています。

全国に広がるサービスネットワークでお客様をサポート

専任担当者が在籍するサービスセンターのほか、専任担当者と連携しながら対応する損害調査ネットワーク、弁護士ネットワーク、指定修理工場(S・mile工房)ネットワークで事故解決まで確実にサポートします。

※ S・mile工房については39ページをご参照ください。
 ※ 各サービスセンターの所在地については72ページをご参照ください。

24時間365日、フリーダイヤルで事故受付

インターネット(パソコン・スマートフォン・携帯電話)でも事故受付をしています。



事故受付ページの画面例
(スマートフォンの場合)

お約束サービス

■ 事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡

事故発生時の不安を少しでも早く軽減できるよう、事故受付から1時間以内に事故の内容に適した専任担当者を決定し、専任担当者からお客様にご連絡します。

* 月～金 9:00～17:00(休日除く)までの間に、お電話での事故受付が完了した場合が対象です。また、1時間以内のご連絡がふさわしくない場合などは対象外としています。

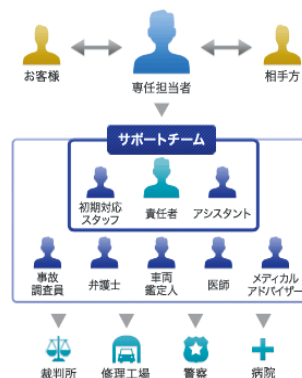
■ 「即日安心365」サービス

事故発生時のスピーディーな対応にこだわり、24時間365日の事故受付に加えて、平日はもちろん土日でも事故受付当日中に、代車の手配や関係各所への連絡などの初期対応を実施し、その対応結果についてお客様にご報告します。

* 曜日を問わず365日、お電話での事故受付(初期対応に必要な情報の確認)が20:00までに完了した、ソニー損保が示談交渉できる賠償事故の場合が対象です。(20:00以降の事故受付分は翌日の対応となります)

何でも相談できる1事故1担当者+チームサポート制

事故解決まで、専任担当者とサポートチームが責任を持って対応します。専任担当者は、事故調査員、弁護士、車両鑑定人、メディカル・アドバイザーなどの各分野の専門家と連携をとりながら事故解決にあたります。



事故受付後には状況に応じて各種ご案内を送付

事故解決の進捗状況をお客様に適切にご報告することも、お客様に安心して事故解決をお任せいただくために重要と考え、以下の書類をお送りしています。

■ 保険金請求受付のご案内

事故受付時には、担当者・責任者の顔写真真付のご案内をお送りします。



顔写真真付の「保険金請求受付のご案内」

■ 中途経過のご案内

状況に応じて、事故解決の進捗をハガキでお知らせします。

■ 保険金請求手続き完了のご案内

事故解決をお知らせするとともに、ご契約内容と保険金請求の対象となった補償項目・特約などをわかりやすくご案内します。

■ 保険金請求手続き対応完了のご案内

事故対応の完了をお知らせするとともに、事故対応に関するアンケートをお送りし、ご意見・ご感想をお伺いしています。

説明と同意を繰返す「インフォームド・コンセント」導入で、お客様の納得感を追求

1つの事故でも解決方法は1つだけとは限りません。ソニー損保では、お客様に納得していただける事故解決のために、「インフォームド・コンセント」を導入しています。

* 「インフォームド・コンセント」とは、主に医療現場において用いられる言葉で、医師が患者に対し、治療方針を正しく説明し、患者の同意を得ながら治療を行っていく進め方をいいます。

「示談代行サービス」「面談急行サービス」「もらい事故相談サービス」の実施

死亡事故や入院事故でどうしてもわからない場合、ご要望に応じてお客様を訪問し、事故解決の流れや必要な手続きのご説明をします。また、「もらい事故」のため保険金お支払いの対象にならない場合などでも、経験豊かなスタッフが親身にお客様のご相談をお受けします。

保険金請求書類の省略・簡素化によるスピーディーな保険金支払

お客様のご負担を減らし、迅速にお支払いができるように、書類を極力省略しています。

■ 保険金請求書省略サービス

車両事故や対物事故といった物損事故の場合、お客様からご提出いただく「保険金請求書」を省略し、スピーディーなお支払いをします。(*1)

■ 交通事故証明書取付サービス

交通事故証明書が必要な場合は、ソニー損保が費用を負担して交通事故証明書を取付けます。

■ 示談書省略サービス

対物事故で、お客様・相手方の双方が希望された場合、署名・捺印が必要な示談書を省略し、保険金をお支払いします。なお、合意内容の控えはお客様にお送りします。(*1)

■ 診断書省略サービス

人身傷害保険や搭乗者傷害特約でご請求金額が5万円以下の場合、医療機関が発行する「診断書」を省略し、お客様からの通院日のご申告で保険金をお支払いします。(*1)

(*1) 状況によっては、「保険金請求書」「示談書」「診断書」が必要となる場合もあります。

充実したデジタルコミュニケーション手段

事故解決の進捗状況などをお伝える手段をお客様のご希望に応じて選択していただけるよう、ウェブサイトでも、主に以下の事故解決に関するサービスを提供しています。

■ 事故受付

■ 事故対応経過および保険金支払いまでの流れのご案内

ウェブサイト上のご契約者ページ(マイページ)にて、お客様のご契約内容だけでなく事故対応状況がいつでもご確認いただけます。また、事故解決までの流れや相手方・関係各所とのやり取りの詳細も確認することができます。



画面例(パソコンの場合)

■ コミュニケーションボード

ご契約者ページ(マイページ)内のお客様専用にご用意された伝言板(コミュニケーションボード)で、24時間いつでも、担当者への問合せや質問などを書込むことができます。担当者からの回答もコミュニケーションボードで確認することができます。

また、お客様の同意が得られた場合は、事故の相手方との交渉経緯もお知らせするなど、事故担当者に問合せなくても中途経過などを確認できるようにしています。

■ お知らせメールの送信

事故対応に進捗があった場合や、担当者がコミュニケーションボードに回答した時などは、タイムリーにEメールでお知らせします。

■ 次年度の概算保険料のご案内

保険金請求をするかどうかの判断の目安として、請求した場合としなかった場合の、それぞれの次年度の概算保険料をご案内します。

ガン重点医療保険の保険金請求対応サービス

病気やケガにより入院を開始されたり手術を受けられたりした場合、また、がんと診断された場合などは、専任担当者がスピーディーかつきめ細かな対応をします。

お客様のご事情に応じた対応

被保険者(保障を受けられる方)が、がんなどの病名を告知されていない場合でも、一定条件を満たしているご親族の方であれば保障を受けられる方の代理人として保険金の請求ができます。また、保障を受けられる方ご本人に健康状態が知られないよう、各種書類の送付方法や連絡方法について細心の注意をはらうなど、状況に応じて柔軟に対応しています。

保険金請求時のご負担を軽減

入院保険金、手術保険金、がん診断保険金において、保険金をご請求いただく際のお客様のご負担を軽減するために、次の運用を実施しています。

- ・ 保険金支払の対象外と判断された場合は、所定の金額を診断書の取得代金として当社が負担します。
- ・ 保障を受けられる方ご本人が死亡された場合は、ご請求金額等によって必要書類を省略することができます。

適正な保険金支払のための体制

適切なタイミングに、漏れなく保険金をお支払いすべく、ご契約者保護についての社員意識向上のための教育を徹底するとともに、以下の取組みを実施しています。

■ 事故受付にあたり(保険金をご請求いただくために)

自動車保険では、どのような保険金が支払われるかを説明するとともに、他に対象となる保険がないかのご確認をお願いする案内をお送りしています。ガン重点医療保険では、保険金をご請求いただく際の手続きにかかるお客様のご負担の軽減を図りつつ、漏れなく保険金をご請求いただけるよう努めています。

■ 保険金支払にあたり

研修制度の充実や資格試験の定期実施などにより損害サービス部門の社員のスキル向上を図っていることに加え、保険金支払時におけるルールや点検基準等をマニュアルに定め、遵守を徹底しています。

さらに、自動車保険では、保険金支払漏れ防止のためのシステムを構築し、事故受付から保険金支払までの各段階で、保険金支払に関する手続きが適正かつ確実に行われていることを点検・確認しています。

■ 保険金支払後の点検・モニタリング

保険金支払に関し、保険金支払担当部門の管理職や管理・統括組織が、継続的に内容の検証および点検を実施しています。また、業務執行状況を監査する部門(監査部)による、保険金支払に関する監査も定期的を実施しています。

全国のサービスセンター

事故受付第1サービスセンター

事故受付第2サービスセンター

医療・火災サービスセンター

車両損害第1サービスセンター

車両損害第2サービスセンター

人傷・搭傷第1サービスセンター

人傷・搭傷第2サービスセンター

北海道サービスセンター

東日本サービスセンター

首都圏サポートサービスセンター

首都圏第1サービスセンター

首都圏第2サービスセンター

首都圏第3サービスセンター

首都圏第4サービスセンター

首都圏第5サービスセンター

中部第1サービスセンター

中部第2サービスセンター

中部第3サービスセンター

関西サポートサービスセンター

関西第1サービスセンター

関西第2サービスセンター

関西第3サービスセンター

関西第4サービスセンター

中国・四国サービスセンター

九州サービスセンター

サービスネットワーク(2013年5月現在)

弁護士
ネット 約180カ所 提携
修理工場 約420カ所



※ 各サービスセンターの所在地については72ページをご参照ください。

お客様サービス

すべてのお客様向けのサービス

スマートフォン向け無料アプリの提供

「クルマとすごす、あなたのそばに。」というコンセプトに基づいて、「トラブルナビ」「ドライバーズナビ」の2つのスマートフォン向け無料アプリを提供しています。いずれも、ご加入の保険会社にかかわらず、無料でダウンロードすることができます。(*1)

■ トラブルナビ

ドライバーが車の事故や故障などのトラブルに遭遇したときに、「どのような順序で何をすれば良いか」「記録しておくべき情報は何か」など、その場で的確な行動をナビゲートするアプリです。

■ ドライバーズナビ

ドライバーが自分の運転の傾向を確認できる安全運転診断機能が付いたアプリです。安全運転診断、燃費チェック、メンテチェックの3つの機能があり、スマートフォンを車内に置いて、運転前に記録開始ボタンを押すだけで簡単に安全運転診断ができます。また、スマートフォンをしっかりと固定しておくことで安全運転診断時にはドライブレコーダー機能も利用でき、急ブレーキや急ハンドルなどの危険挙動があったとき、その前後の映像を録画・保存することが可能です。

(*1) ダウンロードやアプリケーションご利用時の通信料はお客様負担となります。また、一部の機能はご契約者限定です。



トラブルナビ
トップ画面



ドライバーズナビ
ドライブレコーダー機能使用イメージ(上)
安全運転診断結果画面イメージ(下)

ご契約者向けサービス

ロードサービス

自動車保険契約(記名被保険者が個人の場合)では、24時間365日無休で受け付ける充実したロードサービスを提供しています。新規のご契約については、保険始期日前でも、お申込み手続きの後にお送りする「緊急連絡用携帯カード」がお手元に届いた時点から、サービスをご利用いただけます。2年目以降のご契約については、保険始期日以降、サービス内容の一部がグレードアップします。(*2)

■ 応急作業サポート

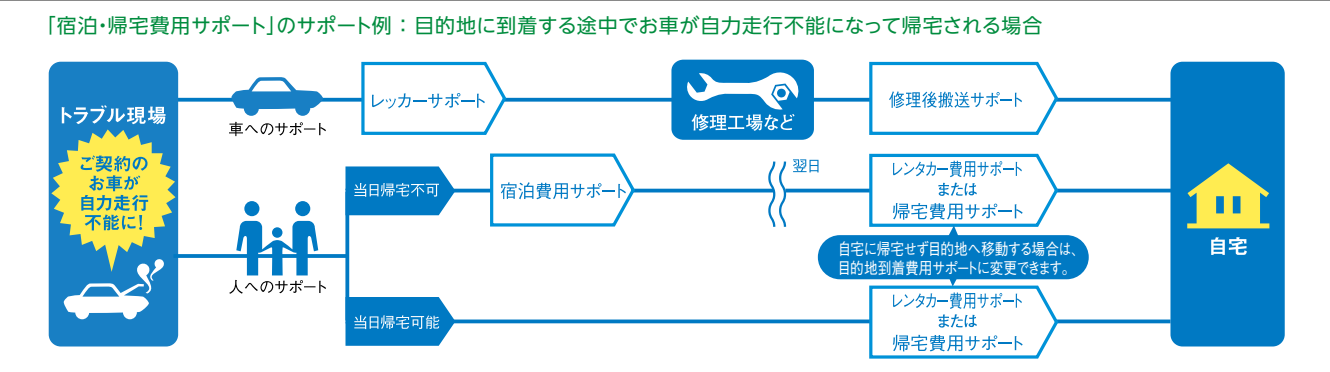
お車が自力走行不能となった場合、または走行に著しく支障がある場合に、全国のサービス拠点から作業スタッフが現場に急行し、その場で応急作業を行います。

■ レッカーサポート

事故や故障で自力走行不能となった場合に、レッカー車が現場へ急行し最寄りの修理工場やお客様ご指定の工場等までお車をけん引します。無料でレッカーする距離は、お客様ご指定の場所までの場合は50kmまで、ソニー損保が指定する修理工場(S・mile工房など)までの場合は上限無しとしています。

■ 宿泊・帰宅費用サポート

外出先での事故や故障で自力走行不能となり、ご帰宅やご契約車両を運転して到着する予定だった目的地へ当日中の移動が困難となった場合に、最寄りの当社指定の宿泊施設1泊の宿泊費用をお支払いします。また、お客様のご希望により、「ご自宅への帰宅費用」「目的地までの費用」「レンタカー費用」のいずれかのサポートを提供します。(下図のサポート例をご参照ください。)



■ 「トラブルナビ」からのロードサービス呼出し

ロードサービスのご利用時、地理に不案内な場所でもトラブル場所の正確な伝達ができるよう、スマートフォン向け無料アプリ「トラブルナビ」に、ご契約者限定の機能として、GPS機能を利用した「今ここGPS」「今ここレーダー」を搭載しています。(*3)「今ここGPS」は現在地がわからなくてもGPS機能を利用してロードサービスデスクに簡単かつ正確にトラブル現場をロードサービスデスクに伝えることができ、「今ここレーダー」はロードサービス要請時にサービススタッフの接近状況を地図上で確認することができる機能です。ロードサービスデスクへのお電話が不要ですので、耳や言葉の不自由なお客様でも安心してロードサービスをご利用いただけます。



「今ここGPS」「今ここレーダー」画面イメージ

- (*2) ロードサービスは、ソニー損保の提携会社が提供します。ソニー損保または提携会社の都合によりサービス内容が予告なく変更される場合があります。ロードサービスのご利用にあたっては所定の条件があり、作業の内容によってはお客様負担が発生する場合があります。
- (*3) 携帯電話からでもGPS機能を利用して現在地をお知らせいただくことができますが、「今ここGPS」「今ここレーダー」はスマートフォン用の機能となっています。また、一部対応できない場合があります。なおトラブルナビは、ご加入の保険会社にかかわらずご利用いただけますが、「今ここGPS」「今ここレーダー」はソニー損保の自動車保険ご契約者限定のサービスです。

提携修理工場ネットワーク

万が一の際、大切なお車の修理に、ソニー損保の提携修理工場ネットワークをご利用いただけます。(*4)

スマイル 提携修理工場 S・mile工房

「S・mile工房」は、全国約420カ所に広がる、ソニー損保の提携修理工場の愛称です。事故に遭われた際の修理先として、お客様のご希望に応じ、「S・mile工房」を紹介いたします。「S・mile工房」をご利用いただいた際には、ご利用いただいた「S・mile工房」から、無料引取・無料納車・修理期間中の無料代車提供・修理箇所ワンオーナー保証の各サービスを提供します。「S・mile工房」の情報はウェブサイトで公開しており、住所等で検索することも可能です。



S・mile工房の看板

■ S・mile工房以外の提携修理工場ネットワーク

■ ヤナセ The Bodyshop Network

輸入車にお乗りのお客様は、事故によるお車の修理の際、ヤナセの車両板金塗装ネットワークで、S・mile工房と同様のサービスをご利用いただけます。

■ グラスピット

自動車ガラスのみの交換・破損修理には、旭硝子グループのグラスピットがご利用いただけます。部品代や工賃が通常より割引になることや、小さなヒビであれば補修(応急修理)で対応できるというメリットがあり、その結果、修理費が安くなり、保険を使わずに済む可能性があります。ご自宅や会社駐車場など、作業スペースが確保できる場合は、ガラス交換・ガラスリペアの作業を「出張サービス」で提供することができます。

(*4) 各サービスは、ソニー損保の提携会社が提供します。ソニー損保または提携会社の都合によりサービス内容が予告なく変更される場合があります。

ご契約者特典

ソニー損保で自動車保険や医療保険にご契約いただいたお客様を対象に、特典として、ソニー損保の提携会社から各種割引や優遇・優待サービスを提供しています。(*5) 特典は、専用サイトから提携会社に利用申込み等をされた場合にのみ適用されます。



自動車ご契約者特典の紹介ページ

■ ソニー損保ご契約者優待サービス(カーライフ割引サービス)

レンタカーやカー用品、駅・空港の駐車場のほか、レジャー施設・日帰り入浴施設など、カーライフに関連するさまざまなメニューを優待価格でご利用いただけます。また、国内外の宿泊施設やグルメチケットなどの割引サービスなども提供しています。

■ ソニーストアで使える優待クーポン

ソニー株式会社のインターネット直販サイト「ソニーストア」でご利用いただける優待クーポンを、ウェブサイトで発行しています。優待クーポンを利用することで、対象商品が割引価格でご購入いただけます。

(*5) 各特典は、ソニー損保の提携会社が提供します。ソニー損保または提携会社の都合により予告なくサービス内容の変更やサービスの提供が中止される場合があります。また、ご利用にあたっては、ご契約者特典サービス利用規約を必ずご確認ください。

※ ここでは各サービスの概略をご説明しています。詳細はご契約時にお送りするサービスガイドや以下ウェブサイトをご確認ください。

- ・ロードサービス
(<http://www.sonysonpo.co.jp/auto/rsv/arsv000.html>)
- ・提携修理工場ネットワーク
(<http://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol005.html>)
- ・ご契約者特典
(<http://www.sonysonpo.co.jp/auto/benefits/abnf000.html>)

CSR (企業の社会的責任) の取り組み

ソニー損保は、1999年秋の営業開始時から社会の一員としてCSR (企業の社会的責任) を自覚し、企業の成長とともに一層その自覚を強めてきました。当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様のご支持によって成り立っているからこそ、CSRに真剣に取り組む、ステークホルダーの皆様へ提供する価値を高めていくことが使命であると考えています。現在、当社では事業の根幹となる「損害保険事業の適切な遂行 (商品・サービスの提供)」をはじめ、「コーポレート・ガバナンス/コンプライアンス」「社会貢献活動」「環境保全活動」などに取り組んでいます。

損害保険事業の適切な遂行 (商品・サービスの提供)

損害保険制度は、暮らしや企業の活動において「小さな負担 (多数の人々が保険料という形でお金を出し合う) で、いざという時の大きな安心 (出し合ったお金から補償を受ける) を得ることができる」という、相互扶助の精神に基づいたしくみです。

このしくみが適切に運用されること、つまり損害保険事業を適切に遂行することが、私たち損害保険会社の社会的責任の根幹です。そのためには、お客様のニーズにお応えできる、お客様に信頼・安心していただける商品やサービスを提供していくとともに、お客様の声を傾聴し商品・サービスに反映させていくことが最も大切であると考えています。

- ☞ 「お客様の声」に対する取り組みについては、6~9ページをご参照ください。
- ☞ 商品・サービスについては、32~39ページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンス/ コンプライアンス

高い倫理観を持ち、事業活動のあらゆる領域において、コンプライアンスの徹底が図れるよう教育の充実やより万全な体制の構築に努めています。また、個人情報管理の徹底や、人権啓発教育にも取り組んでいます。

- ☞ コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスについては、20~23ページをご参照ください。

社会貢献活動

社会貢献活動は、地域・社会の一員として当社が取り組むべき重要課題の1つと捉え、今後も取り組みを拡大していきます。

保険商品を通じた社会貢献活動

ガン重点医療保険SURE<シュア>では、すべての契約に骨髄ドナーサポート特約を追加保険料をいただくことなく自動で組み込み、保障を受けられる方が骨髄提供者 (ドナー) として骨髄幹細胞採取手術を受けられた場合に、所定の保険金をお支払いします。

また、ウェブサイトや商品パンフレットにおいても、骨髄ドナーについて説明するページを設け、骨髄移植に関する認知向上を目指しています。



ウェブサイト
骨髄ドナー説明ページ

社員参加型の社会貢献活動

社内に「募金箱」を設置し、公益財団法人日本ユニセフ協会に毎月募金をしています。また、郵便物に貼られた切手を「使用済み切手回収箱」で収集し、海外医療協力団体へ毎月送付しています。

環境保全活動

地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、環境方針を定めて全社で環境保全活動に取り組んでいます。また、当社では、保険という目に見えない商品を扱う上で、契約関連書類や手続書類の郵送などのために紙や電気といった資源を消費している事に加え、主力商品である自動車保険が二酸化炭素(CO₂)を排出する自動車の利用を前提としていることなどから、事業活動に関連のある環境負担軽減を目指した取り組みも進めています。

ソニー損保の環境方針

【理 念】

当社は持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、企業活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動します。

【環境方針】

1. 環境マネジメントシステムの運用により、事業活動およびサービスを通じて環境に与える影響を的確に捉え、環境負荷の低減を図るとともに事業の継続的な改善に努めます。
2. 環境目的・目標を設定し全社で環境管理を推進するとともに、継続的な見直しを行います。
3. 事業活動を行う上で適用を受ける環境関連の法律、条例を遵守します。
4. この方針を達成するため、内部環境監査を実施し、環境マネジメントシステムの維持向上を図ります。
5. 社内における環境教育・社内外広報活動を実施し、環境方針の周知徹底、環境保全に関する意識向上を図ります。

ソニー損保が取組む環境保全活動

■ 環境マネジメントシステム

ソニー損保を含むソニーグループでは、全世界共通の環境マネジメントシステム(Global Environmental Management System)にて環境活動を行っており、国際規格であるISO14001のグローバル統合認証を取得しています。ソニー損保では、本社事業所をISO14001の認証対象としており、電力使用量およびコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進を行っています。



ISO14001認証書

■ グリーン電力証書システム

2007年度から「グリーン電力証書システム」(*1)を導入しています。

2012年度までの6年間で購入したグリーン電力は620,000kWhで、約259トン(*2)のCO₂排出削減に寄与したことになります。今後も継続的にグリーン電力を購入・利用していく計画です。

当社はグリーン電力証書システムに参加しています。



(*1) 風力やバイオマス(生物資源)、太陽光などの地球温暖化防止、CO₂の排出削減に有効な自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。

(*2) CO₂排出量算出にあたっての排出係数(t-CO₂/kWh)は、環境省が発表する電気事業者別二酸化炭素実排出係数のうち、前年度の東京電力のものを用いて算出しています。(2007年度:0.000339、2008年度:0.000425、2009年度:0.000418、2010年度:0.000384、2011年度:0.000375、2012年度:0.000464)

■ エコマーク認定

2011年8月31日付で、公益財団法人日本環境協会より、自動車保険についてエコマーク認定を取得しました。ダイレクト自動車保険でのエコマーク認定の取得は、ソニー損保が初めてです>(*3)



(*3) ダイレクト自動車保険とは、ダイレクト販売(電話やインターネットなどの通信手段を利用して商品説明を行い、お客様から直接申込みを受ける販売手法)による自動車保険をさします。また、ダイレクト自動車保険初であることは、2011年8月31日時点におけるソニー損保の調査によります。

お客様とともに取組む環境保全活動

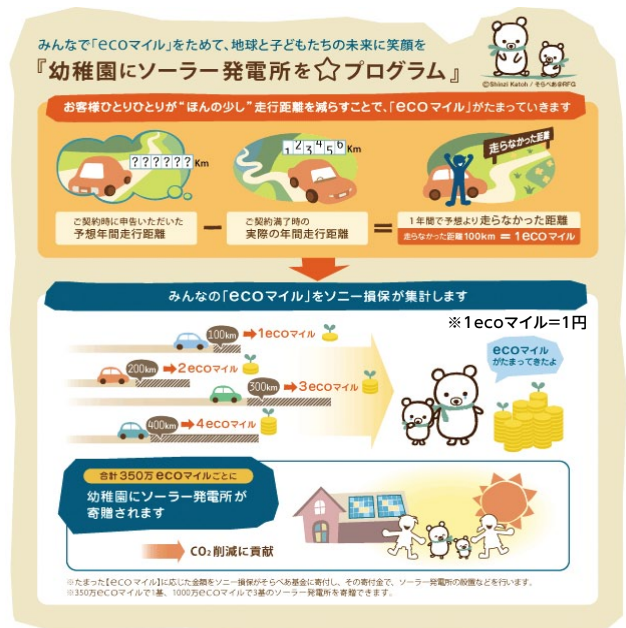
■「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」 (NPO法人そらべあ基金への寄付活動)

自動車保険の「くりこし割引」のしくみを活用したプログラムで、ご契約者が予想より走らなかった距離の総合計100kmにつき1円を、太陽光発電設備(ソーラーパネル等)の設置費用として「NPO法人そらべあ基金(以下、「そらべあ基金」)」(*1)に寄付しています。そらべあ基金では、ソニー損保からの寄付金を、全国の幼稚園や保育園を対象にした太陽光発電設備の設置などに充当していきます。

ソニー損保のご契約者は、クルマの使い方をほんの少し見直すことで実際の走行距離が契約距離区分の上限を下回れば、「くりこし割引」で翌年の保険料が抑えられるだけでなく、CO₂排出量も減り、太陽光発電設備の設置にも貢献することができます。

同プログラムにより、2012年度には2基の太陽光発電設備を幼稚園・保育園に設置しました。

寄贈先の幼稚園・保育園での寄贈記念式典の様子などは、エコロジーサイト(<http://ecology.sonysonpo.co.jp/>)で紹介しています。



「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」イメージ図

そらべあ発電所寄贈記念式典



2012年10月25日 同朋天神保育園にて



2012年11月28日 やまとまちあから保育園にて

(*1)「NPO法人そらべあ基金」は、ホッキョクグマの兄弟「そらべあ」をシンボルに、再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行うNPO法人です。詳しくは「そらべあ基金」のウェブサイト(<http://www.solarbear.jp/>)をご参照ください。ソニー損保は、「そらべあ基金」が推進する「そらべあスマイルプロジェクト」のサポーターとして「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しています。

☞「くりこし割引」については、32ページをご参照ください。

■ 各種契約手続のペーパーレス化

紙資源の節約、郵送にかかるCO₂排出量の削減を目的として、各種契約手続のペーパーレス化を推進しています。自動車保険においては、インターネットによる契約申込を可能とするほか、証券ペーパーレス割引を導入することで、紙の使用量の削減・郵送の省略を実現しています。

今後も、さらなるペーパーレス化に取り組めます。

当社独自の取組みのほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、損保業界としても社会貢献活動に取り組んでいます。同協会での取組みについては、同協会のウェブサイトをご覧ください。

■ 環境問題への取組み <http://www.sonpo.or.jp/eco/index.html>

■ 防災・自然災害対策、交通安全対策、犯罪防止対策 <http://www.sonpo.or.jp/protection/disaster/>

ソニーフィナンシャルグループ

ソニー損保が一員となっているソニーフィナンシャルグループは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社と、当社・ソニー生命保険株式会社・ソニー銀行株式会社などから構成される総合金融サービスグループです。

ソニーフィナンシャルグループのビジョン

ソニーフィナンシャルグループは、金融の持つ多様な機能〈貯める・増やす・借りる・守る〉を融合して、お客様ひとりひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客様から最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

ソニーフィナンシャルグループ各社の特長

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

傘下に置く各社の経営管理を行うとともに、ソニーフィナンシャルグループの金融機能の融合を推進しています。

ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

お客様ひとりひとりのライフプランに基づく最適な保障をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生涯にわたってお客様の人生をサポートしています。

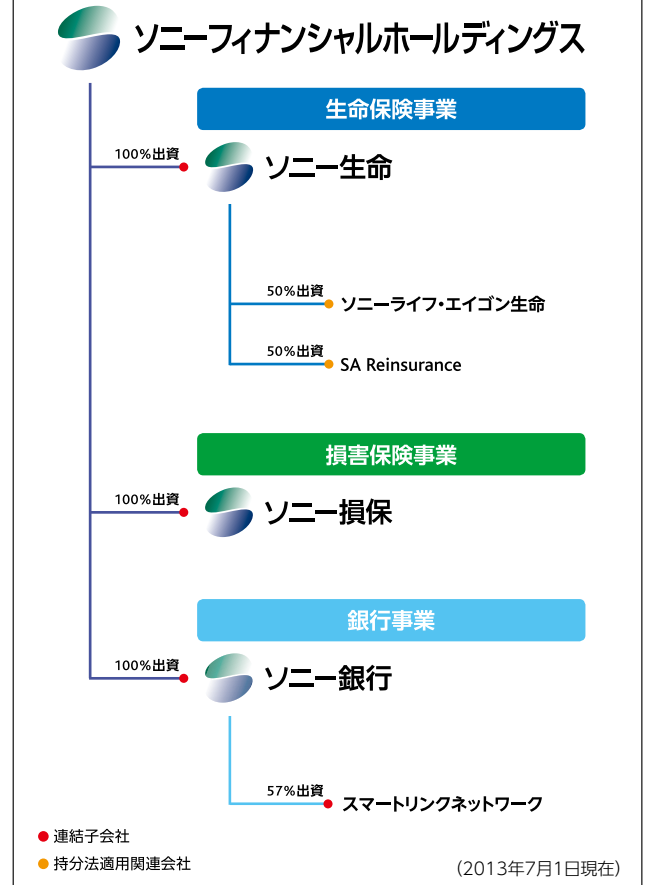
ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

長生きすることが幸せだと心から思える社会を実現するために、お客様ひとりひとりの、セカンドライフに必要な資産(老後の生活資金)形成をお手伝いしています。

ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

個人のためのインターネット銀行です。資産運用を中心とした質の高い金融商品・サービスのほか、利便性の高い住宅ローンなどを提供しています。

グループ体制図(主要子会社)



ソニー損保とソニーフィナンシャルグループ各社との連携

2001年5月から、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)が、ソニー損保の自動車保険を販売しています。2004年10月からは、ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様を対象に、ソニー損保の住宅ローン専用長期火災保険を販売しています。

また、ソニー損保のウェブサイトではソニー生命やソニー銀行の商品を紹介するほか、ソニー銀行のウェブサイトではソニー損保の商品を紹介するなど、相互連携を図っています。

ソニーフィナンシャルグループとソニーグループとの連携

ソニーフィナンシャルグループの各社は、社会貢献活動・環境保全活動におけるソニーグループ全体の取組みへの参加などを通じ、ソニーグループの一員としても活動しています。

データ編

目次

業績データ

事業の概況

I. 保険引受の状況

①元受正味保険料	45
②受再正味保険料	45
③支払再保険料（出再正味保険料）	45
④正味収入保険料	45
⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46
⑥解約返戻金	46
⑦元受正味保険金	46
⑧受再正味保険金	46
⑨回収再保険金	47
⑩未収再保険金の推移	47
⑪正味支払保険金・正味損害率	47
⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率	47
⑬保険引受利益	48
⑭正味損害率・正味事業費率およびその合算率	48
⑮出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	48
⑯出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	49
⑰出再保険料の格付ごとの割合	49
⑱損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動	49
⑲期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	49
⑳事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50
㉑契約者配当金の額	50

II. 資産運用の状況

①資産運用方針	50
②運用資産の概況	50
③利息及び配当金収入・運用資産利回り（インカム利回り）	51
④海外投融資残高	51

III. 公共債の窓販実績

IV. 単体ソルベンシー・マージン比率

経理の状況

I. 財務諸表

①貸借対照表	54
②損益計算書	57
③株主資本等変動計算書	59
④キャッシュ・フロー計算書	60
⑤貸借対照表・損益計算書（主要項目）の推移	61
⑥1株当たり配当金等の推移	62

II. 資産・負債の明細

①現金及び預貯金	62
②商品有価証券	62
③保有有価証券	62
④保有有価証券利回り（運用資産利回り）	62
⑤有価証券残存期間別残高	63
⑥業種別保有株式の額	63
⑦貸付金の残存期間別の残高	63
⑧担保別貸付金残高	63
⑨使途別の貸付金残高および構成比	63
⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63

⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
⑫リスク管理債権の状況	63
⑬債務者区分に基づいて区分された債権	64
⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64
⑮特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支	64
⑯保険契約準備金	65
⑰責任準備金積立水準	65
⑱引当金明細表	66
⑲貸付金償却の額	66
⑳資本金等明細表	66

III. 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損	66
②売買目的有価証券運用損益	66
③事業費（含む損害調査費）	66
④固定資産処分損益	67
⑤減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表	67

IV. 時価情報等

①有価証券	68
②金銭の信託	68
③デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）	68
④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	68
⑤先物外国為替取引	68
⑥有価証券関連デリバティブ取引（⑦に掲げるものを除く）	68
⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）	68
V. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書	69
VI. その他	69

会社の概要

株主・株式の状況

①基本事項	70
②株式分布状況および上位10名の株主	70
③資本金の推移および最近の新株の発行	70

従業員の状況

取締役・監査役および執行役員一覧

会社の機構

損害保険用語の解説

開示項目一覧

事業の概況

I 保険引受の状況

①元受正味保険料

(単位:百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火災	185	0.3	△33.6	176	0.2	△4.8	236	0.3	34.1	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	7,135	9.8	2.8	7,424	9.5	4.0	7,898	9.6	6.4	
自動車損害賠償責任	65,516	89.9	9.5	70,712	90.3	7.9	74,406	90.1	5.2	
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	72,837	100.0	8.6	78,313	100.0	7.5	82,541	100.0	5.4	
従業員一人当たり元受正味保険料	78		△4.1	79		1.3	76		△4.4	

(注) 1. 元受正味保険料=元受保険料-(元受解約返戻金+元受その他返戻金)
 2. 従業員一人当たり元受正味保険料=元受正味保険料÷従業員数
 3. 当社には積立保険料はありません。

②受再正味保険料

(単位:百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火災	1	0.2	57.5	1	0.1	△31.9	0	0.0	△69.8	
海上	132	11.9	27.3	116	9.2	△11.9	142	9.6	22.0	
傷害	262	23.6	8.2	245	19.5	△6.3	256	17.4	4.6	
自動車損害賠償責任	1	0.2	18.2	2	0.2	10.9	2	0.2	9.7	
その他の	714	64.2	9.7	893	71.0	25.1	1,075	72.8	20.3	
合計	1,112	100.0	11.2	1,259	100.0	13.2	1,476	100.0	17.3	

(注) 受再正味保険料=受再保険料-(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

③支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		金額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)
火災	178	29.5	△33.1	104	24.3	△41.4	149	34.4	43.1	
海上	126	20.8	24.4	25	6.0	△79.5	—	—	△100.0	
傷害	28	4.7	83.5	43	10.1	54.3	17	3.9	△60.9	
自動車損害賠償責任	273	45.1	11.1	257	59.7	△5.7	268	61.7	4.2	
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	606	100.0	△3.7	431	100.0	△28.8	435	100.0	0.8	

(注) 支払再保険料=再保険料-(再保険返戻金+その他再保険収入)

④正味収入保険料

(単位:百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火災	8	0.0	△34.6	72	0.1	780.1	86	0.1	19.3	
海上	5	0.0	148.2	90	0.1	1,430.5	142	0.2	56.9	
傷害	7,369	10.0	2.8	7,626	9.6	3.5	8,138	9.7	6.7	
自動車損害賠償責任	65,245	89.0	9.5	70,457	89.0	8.0	74,140	88.7	5.2	
その他の	714	1.0	9.7	893	1.1	25.1	1,075	1.3	20.3	
合計	73,343	100.0	8.8	79,141	100.0	7.9	83,582	100.0	5.6	

(注) 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	年 度	2010年度	2011年度	2012年度
		国 内 契 約	100.0	100.0
海 外 契 約		—	—	—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

⑥解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2010年度	2011年度	2012年度
		火 災	8	12
海 上		—	—	—
傷 害		0	0	0
自 動 車		458	546	567
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		16	16	22
そ の 他		—	—	—
合 計		483	575	606

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

⑦元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2010年度		2011年度		2012年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		4	0.0	151	0.3	7	0.0
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		1,543	4.0	1,703	3.9	1,851	4.0
自 動 車		36,962	96.0	42,370	95.8	44,016	95.9
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		38,511	100.0	44,225	100.0	45,876	100.0

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

⑧受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2010年度		2011年度		2012年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		—	—	40	3.2	—	—
海 上		110	12.5	241	19.1	179	13.7
傷 害		93	10.6	117	9.3	126	9.6
自 動 車		0	0.0	0	0.0	—	—
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		683	76.9	862	68.4	1,004	76.7
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		887	100.0	1,261	100.0	1,311	100.0

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

⑨回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2010年度		2011年度		2012年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		4	3.3	150	33.1	6	20.0
海 上		99	69.9	102	22.5	△5	△17.3
傷 害		17	11.9	24	5.3	20	60.3
自 動 車		21	14.9	177	39.1	12	37.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		142	100.0	454	100.0	33	100.0

(注)回収再保険金=再保険金-再保険金割戻

⑩未収再保険金の推移

(単位:百万円)

種 目 計	年 度	2010年度	2011年度	2012年度
(A) 年 度 開 始 時 の 未 収 再 保 険 金		68(-)	8(-)	6(-)
(B) 当 該 年 度 に 回 収 で き る 事 由 が 発 生 し た 額		142(-)	310(-)	30(-)
(C) 当 該 年 度 回 収 等		202(-)	311(-)	28(-)
(D) 年 度 末 の 未 収 再 保 険 金 (A) + (B) - (C)		8(-)	6(-)	9(-)

(注)1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立でないとした保険契約に限ります。)

⑪正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種 目	年 度	2010年度			2011年度			2012年度		
		金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)
火 災		0	0.0	102.0	40	0.1	56.9	1	0.0	22.1
海 上		11	0.0	187.5	138	0.3	153.2	185	0.4	130.7
傷 害		1,620	4.1	24.6	1,796	4.0	26.3	1,957	4.2	27.0
自 動 車		36,941	94.1	63.6	42,193	93.7	66.8	44,004	93.3	66.6
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		683	1.7	95.6	862	1.9	96.5	1,004	2.1	93.5
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		39,256	100.0	60.0	45,032	100.0	63.3	47,153	100.0	63.2

(注)1. 正味支払保険金=元受正味保険金+受再正味保険金-回収再保険金

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度	2011年度	2012年度
保 険 引 受 に 係 る 事 業 費		18,738	20,342	21,760
保険引受に係る営業費及び一般管理費		17,413	18,974	20,386
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		1,324	1,367	1,373
正 味 事 業 費 率		25.5%	25.7%	26.0%

(注)正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

⑬ 保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	年 度	2010年度	2011年度	2012年度
保 険 引 受 収 益		73,375	79,172	83,615
保 険 引 受 費 用		54,491	58,067	61,830
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		17,413	18,974	20,386
そ の 他 収 支		△0	△21	△0
保 険 引 受 利 益		1,469	2,109	1,398

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

【保険種目別保険引受利益】

(単位：百万円)

種 目	年 度	2010年度	2011年度	2012年度
火 災		△30	△79	△80
海 上		41	△204	△19
傷 害		224	132	9
自 動 車		1,234	2,260	1,490
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—
そ の 他		—	—	—
合 計		1,469	2,109	1,398

⑭ 正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	2010年度			2011年度			2012年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		102.0	130.0	232.0	56.9	77.1	134.0	22.1	60.2	82.3
海 上		187.5	△747.2	△559.8	153.2	△6.9	146.3	130.7	3.4	134.1
傷 害		24.6	20.8	45.4	26.3	21.1	47.4	27.0	25.0	52.0
自 動 車		63.6	26.4	90.1	66.8	26.5	93.3	66.6	26.5	93.2
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		95.6	—	95.6	96.5	—	96.5	93.5	—	93.5
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		60.0	25.5	85.6	63.3	25.7	89.0	63.2	26.0	89.2

(注) 合算率=正味損害率+正味事業費率

⑮ 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	2010年度			2011年度			2012年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		—	—	—	7.0	77.9	84.9	44.9	137.6	182.6
海 上		136.4	2.3	138.8	223.3	3.2	226.5	96.6	3.3	99.9
傷 害		48.9	39.5	88.3	49.9	39.8	89.8	46.5	47.0	93.5
(医 療)		(—)	/	/	(—)	/	/	(—)	/	/
(が ん)		(48.9)	/	/	(50.1)	/	/	(45.8)	/	/
(介 護)		(—)	/	/	(—)	/	/	(—)	/	/
(そ の 他)		(49.1)	/	/	(48.0)	/	/	(57.2)	/	/
自 動 車		70.7	27.3	98.0	73.1	27.2	100.4	74.1	27.0	101.1
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		69.8	28.2	97.9	72.0	28.0	100.0	72.6	28.1	100.8

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率=発生損害率+事業費率
5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

⑩ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2011年度	6(-)	88.2(-)
2012年度	9(-)	84.6(-)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑪ 出再保険料の格付ごとの割合

(単位: %)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2011年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)
2012年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

〈格付区分の方法〉

S&P社とAMBest社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は低い方の格付を使用しています。(A-は、「A以上」に区分しています。)

これら2社の格付がない場合は、ムーディーズ社の格付を使用しています。(A3は、「A以上」に区分しています。)

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑫ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。		
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額 		
経常利益の減少額	2011年度	179百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	544 百万円
	2012年度	248百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	522 百万円

⑬ 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位: 百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2008年度	14,547	8,051	7,363	△868
2009年度	15,962	9,457	7,723	△1,218
2010年度	17,853	10,070	9,306	△1,523
2011年度	20,950	12,967	10,297	△2,313
2012年度	23,897	13,132	12,586	△1,821

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑩事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

[自動車保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2008年度			2009年度			2010年度			2011年度			2012年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金支払備金															
事故発生年度末	28,854			33,650			38,647			43,129			46,621		
1年後	29,418	1.020	563	34,668	1.030	1,018	40,109	1.038	1,461	44,201	1.025	1,072			
2年後	29,513	1.003	95	35,212	1.016	543	40,629	1.013	519						
3年後	29,597	1.003	83	35,486	1.008	274									
4年後	29,689	1.003	92												
最終損害見積り額	29,689			35,486			40,629			44,201			46,621		
累計保険金	29,100			33,509			37,313			38,224			31,282		
支払備金	589			1,976			3,316			5,976			15,339		

[傷害保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2008年度			2009年度			2010年度			2011年度			2012年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金支払備金															
事故発生年度末	1,179			1,280			1,432			1,577			1,862		
1年後	1,263	1.071	83	1,345	1.051	64	1,426	0.996	△5	1,441	0.914	△135			
2年後	1,311	1.038	48	1,416	1.053	71	1,418	0.994	△7						
3年後	1,359	1.036	47	1,393	0.983	△23									
4年後	1,351	0.994	△7												
最終損害見積り額	1,351			1,393			1,418			1,441			1,862		
累計保険金	1,351			1,391			1,412			1,423			1,454		
支払備金	0			1			6			18			408		

[賠償保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2008年度			2009年度			2010年度			2011年度			2012年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金支払備金															
事故発生年度末	-			-			-			-			-		
1年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終損害見積り額	-			-			-			-			-		
累計保険金	-			-			-			-			-		
支払備金	-			-			-			-			-		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

⑪契約者配当金の額 該当ありません。

II 資産運用の状況

①資産運用方針

市場環境や資産運用リスク、現状の金利水準および将来の金利変動等を勘案したうえで、中長期的に安定的な運用収益を確保することを目標としています。

運用は円貨建債券を基本とし、投資時期の分散や再投資時期を視野に入れた運用などにより、安定的な運用収益を確保するようポートフォリオを構築しています。

②運用資産の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預金		3,859	3.5	5,161	4.4	8,443	6.6
有価証券		-	-	-	-	-	-
債券		-	-	-	-	-	-
貸付		-	-	-	-	-	-
商品		-	-	-	-	-	-
現金		-	-	-	-	-	-
預金		-	-	-	-	-	-
有価証券		80,608	73.7	84,474	71.2	88,670	69.6
貸付		-	-	-	-	-	-
商品		227	0.2	255	0.2	249	0.2
現金		84,695	77.4	89,890	75.8	97,363	76.4
預金		109,382	100.0	118,612	100.0	127,421	100.0

③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度		2011年度		2012年度	
		金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預 貯	金	1	0.04	0	0.02	1	0.02
コ ー ル	ン	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘	定	-	-	-	-	-	-
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証	金	-	-	-	-	-	-
買 入 金 引 支 払 保 証	権	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 債 権	券	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	託	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券	券	783	0.99	872	1.03	1,026	1.17
貸 付 金 物	物	-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物	物	-	-	-	-	-	-
小 計	計	784	0.95	873	0.98	1,027	1.09
そ の 他	他	0	-	0	-	0	-
合 計	計	784	-	873	-	1,027	-
資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回 り)			0.97		1.01		1.11
(参 考) 時 価 総 合 利 回 り			0.96		0.91		1.84

(注) 1. 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

2. 平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。

3. 利回りの計算方法

(1) 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=利息及び配当金収入

・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(2) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(3) 時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額*-前期末評価差額*)

・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*

*税効果控除前の金額による。

④海外投融資残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
外 貨 建	外 国 公 社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 株 式	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
	外 国 公 社 債	989	100.0	897	100.0	497	100.0
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計	989	100.0	897	100.0	497	100.0
合 計	計	989	100.0	897	100.0	497	100.0
海 外 投 融 資 利 回 り	運 用 資 産 利 回 り (イ ン カ ム 利 回 り)		1.96%		2.11%		1.95%
	資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回 り)		1.96%		2.11%		1.95%
	(参 考) 時 価 総 合 利 回 り		1.96%		2.11%		1.95%

(注) 1. 「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「利息及び配当金収入÷取得原価または償却原価による平均残高」により算出したものです。

2. 「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)÷取得原価または償却原価による平均残高」と同様の方法により算出したものです。

Ⅲ 公共債の窓販実績

該当ありません。

Ⅳ 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区 分	年 度	2008年度末 旧基準	2009年度末 旧基準	2010年度末 旧基準	2011年度末 現行基準	2012年度末 現行基準
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		24,195	27,444	28,758	27,511	27,370
資本金または基金等		13,852	15,456	16,753	18,053	19,507
価格変動準備金		12	27	43	61	80
危険準備金		3	6	8	54	63
異常危険準備金		10,500	11,918	11,926	9,406	7,164
一般貸倒引当金		-	-	-	-	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		△173	36	26	△63	554
土地含み損益		-	-	-	-	-
払戻積立金超過額		-	-	-	-	-
負債性資本調達手段等		-	-	-	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		-	-	-	-	-
控除項目		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		4,872	5,388	5,860	9,862	10,855
一般保険リスク (R ₁)		4,097	4,599	5,060	8,929	9,865
第三分野保険の保険リスク (R ₂)		0	0	0	-	-
予定利率リスク (R ₃)		8	10	12	58	67
資産運用リスク (R ₄)		294	288	235	309	485
経営管理リスク (R ₅)		150	165	177	297	331
巨大災害リスク (R ₆)		614	614	615	627	643
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100		993.0%	1,018.5%	981.4%	557.8%	504.2%

(注) 上表の金額および数値は、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較はできません。

なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号および平成23年内閣府令第11号、ならびに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号および平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容反映前の基準です。

●単体ソルベンシー・マージンの内訳

1. 資本金または基金等
貸借対照表の純資産の部の合計額から「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額です。
2. 価格変動準備金
貸借対照表の価格変動準備金です。
3. 危険準備金
貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」です。
4. 異常危険準備金
貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したものです。
5. 一般貸倒引当金
貸借対照表の貸倒引当金の一部である「一般貸倒引当金」です。当社は該当ありません。
6. その他有価証券の評価差額
その他有価証券（「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式および関連会社株式」以外の有価証券）に係る評価差額です。
7. 土地含み損益
土地および借地権等の時価とそれらの簿価（貸借対照表計上額）の差額です。当社は該当ありません。
8. 払戻積立金超過額
貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」の超過積立額です。当社は該当ありません。
9. 負債性資本調達手段等
劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により調達した金額のうち一定条件を満たすものです。当社は該当ありません。
10. 控除項目
他の保険会社または金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合、それが保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、単体ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。
11. その他
純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額などです。当社は該当ありません。

【単体ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立えています。が、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」（単体リスクの合計額：表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額：表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（表の(C)）です。

単体ソルベンシー・マージン比率(%) =

$$\frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険
（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
 - ②予定利率上の危険（予定利率リスク）
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険（資産運用リスク）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険（経営管理リスク）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「あらた監査法人」の監査を受けています。

I 財務諸表

①貸借対照表

<資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度	2011年度(2012年3月31日現在)		2012年度(2013年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(資産の部)						
現 金 及 び 預 貯 金		5,161	4.35	8,443	6.63	3,281
現 金		0		0		
預 貯 金		5,161		8,443		
有 価 証 券		84,474	71.22	88,670	69.59	4,196
国 債		57,709		68,646		
地 方 債		13,585		9,648		
社 債		11,207		8,452		
株 式		600		1,251		
外 国 証 券		897		497		
そ の 他 の 証 券		474		174		
有 形 固 定 資 産		434	0.37	1,160	0.91	726
建 物		255		249		
建 設 仮 勘 定		—		672		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		178		238		
無 形 固 定 資 産		6,806	5.74	7,515	5.90	709
ソ フ ト ウ ェ ア		3,179		6,285		
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		3,622		1,226		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		4		3		
そ の 他 資 産		16,743	14.12	17,677	13.87	934
未 収 保 険 料		1,156		1,199		
再 保 険 貸		13		9		
外 国 再 保 険 貸		0		0		
未 収 金		11,302		11,892		
未 収 収 益		151		129		
預 託 金		410		419		
地 震 保 険 預 託 金		0		—		
仮 払 金		3,708		4,026		
繰 延 税 金 資 産		4,993	4.21	3,953	3.10	△1,040
資 産 の 部 合 計		118,612	100.00	127,421	100.00	8,808

<負債及び純資産の部>

(単位:百万円)

科目	2011年度(2012年3月31日現在)		2012年度(2013年3月31日現在)		比較増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
(負債の部)					
保険契約準備金	91,564	77.20	99,209	77.86	7,645
支払準備金	24,192		28,599		
責任準備金	67,371		70,609		
その他の負債	7,512	6.33	6,537	5.13	△975
再保険借	59		45		
外国再保険借	5		7		
未払法人税等	316		227		
預り金	10		11		
未払金	3,012		1,980		
仮受金	4,108		4,264		
退職給付引当金	717	0.60	850	0.67	133
役員退職慰労引当金	40	0.03	53	0.04	12
賞与引当金	707	0.60	756	0.59	48
特別法上の準備金	61	0.05	80	0.06	18
価格変動準備金	61		80		
負債の部合計	100,603	84.82	107,487	84.36	6,883
(純資産の部)					
資本金	20,000	16.86	20,000	15.70	
資本剰余金	20,000	16.86	20,000	15.70	
資本準備金	20,000		20,000		
利益剰余金	△21,946	△18.50	△20,492	△16.08	1,454
その他利益剰余金	△21,946		△20,492		
繰越利益剰余金	△21,946		△20,492		
株主資本合計	18,053	15.22	19,507	15.31	1,454
その他有価証券評価差額金	△44	△0.04	426	0.33	470
評価・換算差額等合計	△44	△0.04	426	0.33	470
純資産の部合計	18,009	15.18	19,934	15.64	1,925
負債及び純資産の部合計	118,612	100.00	127,421	100.00	8,808

【貸借対照表の注記(2012年度)】

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
 - 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っています。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
- 有形固定資産の減価償却の方法は定額法により行っています。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しています。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しています。
- 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 当社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用していましたが、親会社との会計方針の統一を目的として、当事業年度より将来にわたり定額法に変更しています。この結果、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が62百万円減少し、経常利益および税引前当期純利益が62百万円増加しています。
- 金融商品に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っています。金融資産については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債を中心とした投資資産を保有しています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は主として有価証券と未収金です。保有する有価証券は主に日本国債、地方債、政府保証債であり、金利変動リスクに晒されています。有価証券の中には信用リスクのある事業債、円貨建て外国債券も保有しています。また、政策投資として株式を保有しており、価格変動リスクに晒されています。未収金は保険料の収納代行先に対する債権であり、債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当社は、有価証券の信用リスクについては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を業務執行部門が随時行うとともに、リスク管理部門が別途定期的に実施し、四半期毎に経営会議に報告しています。未収金に関する収納代行先の信用リスクに関しては、取引先管理に関する規程に沿って低減を図っています。

b. 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、四半期毎に経営会議に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクに晒されている株式は、事業連携関係の強化を目的とした政策投資として保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2013年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	73,516	79,723	6,207
その他有価証券	15,154	15,154	-
②未収金	11,892	11,892	-
資産計	100,563	106,770	6,207

(注) 金融商品の時価の算定方法

①有価証券

時価は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

②未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

12.有形固定資産の減価償却累計額は574百万円です。

13.関係会社に対する金銭債権総額は0百万円、金銭債務総額は20百万円です。

14.繰延税金資産の総額は4,142百万円、繰延税金負債の総額は189百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は16百万円です。

繰延税金資産の発生の主原因別の内訳は、責任準備金2,451百万円、支払備金685百万円です。

15.(1) 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	28,534百万円
同上にかかる出再支払備金	316百万円
差引(イ)	28,217百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	382百万円
計(イ+ロ)	28,599百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	63,327百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,321百万円
差引(イ)	62,006百万円
その他の責任準備金(ロ)	8,603百万円
計(イ+ロ)	70,609百万円

16.1株当たりの純資産額は、49,835円16銭です。

算定上の基礎である純資産額は19,934百万円であり、期末発行済株式数は400千株です。

17.退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△ 889百万円
未認識数理計算上の差異	38百万円
退職給付引当金	△ 850百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準
割引率	1.2%
数理計算上の差異の処理年数	10年

18.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

②損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度		比較増減
	2011年度 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)	2012年度 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)	
経 常 収 益	80,096	84,711	4,615
保 険 引 受 収 益	79,172	83,615	4,442
正 味 収 入 保 険 料	79,141	83,582	4,441
積 立 保 険 料 等 運 用 益	31	33	1
資 産 運 用 収 益	872	1,021	148
利 息 及 び 配 当 金 収 入	873	1,027	153
有 価 証 券 売 却 益	23	26	2
有 価 証 券 償 還 益	6	-	△6
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△31	△33	△1
そ の 他 経 常 収 益	50	74	23
経 常 費 用	77,236	82,340	5,103
保 険 引 受 費 用	58,067	61,830	3,762
正 味 支 払 保 険 金	45,032	47,153	2,121
損 害 調 査 費	5,081	5,656	574
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,367	1,373	6
支 払 備 金 繰 入 額	3,287	4,407	1,119
責 任 準 備 金 繰 入 額	3,298	3,238	△60
そ の 他 保 険 引 受 費 用	0	0	0
資 産 運 用 費 用	4	7	3
有 価 証 券 売 却 損	0	3	3
有 価 証 券 償 還 損	4	3	△0
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	19,084	20,485	1,401
そ の 他 経 常 費 用	79	17	△62
経 常 利 益	2,859	2,371	△488
特 別 利 益	-	-	-
特 別 損 失	18	59	41
固 定 資 産 処 分 損	0	41	40
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	17	18	0
価 格 変 動 準 備 金	17	18	0
税 引 前 当 期 純 利 益	2,841	2,311	△529
法 人 税 及 び 住 民 税	555	25	△529
法 人 税 等 調 整 額	986	831	△155
法 人 税 等 合 計	1,541	856	△684
当 期 純 利 益	1,299	1,454	155

【損益計算書の注記(2012年度)】

1. 関係会社との取引による費用総額は112百万円、収益総額は該当ありません。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	84,017百万円
支払再保険料	435百万円
差引	83,582百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりです。

支払保険金	47,187百万円
回収再保険金	33百万円
差引	47,153百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	1,430百万円
出再保険手数料	56百万円
差引	1,373百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	4,411百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	38百万円
差引(イ)	4,373百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	34百万円
計(イ+ロ)	4,407百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	5,409百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	8百万円
差引(イ)	5,401百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	△2,163百万円
計(イ+ロ)	3,238百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	1百万円
有価証券利息・配当金	1,026百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	1,027百万円

3. 1株当たりの当期純利益金額は、3,636円01銭です。

算定上の基礎である当期純利益は1,454百万円であり、その全額が普通株式にかかるものです。

また、普通株式の期中平均株式数は400千株です。

4. 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用の内訳は次のとおりです。

勤務費用	133百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の費用処理額	8百万円
退職給付費用	150百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	133百万円
計	283百万円

5. 当事業年度における法定実効税率は33.3%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は37.1%であり、この差異の主要な内訳は、復興特別法人税分の税率差異2.4%です。

6. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりです。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社フロンテッジ	なし	業務委託	メディア・プランニング業務等の委託	4,100	未払金	374

(注) 1. 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しています。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

③株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2011年度 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)	2012年度 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	20,000	20,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	20,000	20,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	20,000	20,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	20,000	20,000
資本剰余金合計		
当期首残高	20,000	20,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△23,246	△21,946
当期変動額		
当期純利益	1,299	1,454
当期変動額合計	1,299	1,454
当期末残高	△21,946	△20,492
利益剰余金合計		
当期首残高	△23,246	△21,946
当期変動額		
当期純利益	1,299	1,454
当期変動額合計	1,299	1,454
当期末残高	△21,946	△20,492
株主資本合計		
当期首残高	16,753	18,053
当期変動額		
当期純利益	1,299	1,454
当期変動額合計	1,299	1,454
当期末残高	18,053	19,507
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	19	△44
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△63	470
当期変動額合計	△63	470
当期末残高	△44	426
評価・換算差額等合計		
当期首残高	19	△44
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△63	470
当期変動額合計	△63	470
当期末残高	△44	426
純資産合計		
当期首残高	16,772	18,009
当期変動額		
当期純利益	1,299	1,454
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△63	470
当期変動額合計	1,236	1,925
当期末残高	18,009	19,934

【株主資本等変動計算書の注記(2012年度)】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

発 行 済 株 式	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
	普 通 株 式	400	—	—

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

④キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度		比較増減
	2011年度 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)	2012年度 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益	2,841	2,311	△529
減価償却費	1,033	1,697	664
支払備金の増減額(△は減少)	3,287	4,407	1,119
責任準備金の増減額(△は減少)	3,298	3,238	△60
退職給付引当金の増減額(△は減少)	72	133	60
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	5	12	6
賞与引当金の増減額(△は減少)	11	48	37
価格変動準備金の増減額(△は減少)	17	18	0
利息及び配当金収入	△873	△1,027	△153
有価証券関係損益(△は益)	△26	△19	6
有形固定資産関係損益(△は益)	0	1	0
無形固定資産関係損益(△は益)	-	40	40
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△1,797	△755	1,042
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,786	27	△1,758
小計	9,658	10,134	476
利息及び配当金の受取額	1,097	1,264	167
法人税等の支払額	△1,041	△323	718
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,713	11,075	1,362
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△26,589	△25,178	1,411
有価証券の売却・償還による収入	20,061	21,166	1,105
資産運用活動計	△6,528	△4,011	2,516
(営業活動及び資産運用活動計)	(3,184)	(7,064)	(3,879)
有形固定資産の取得による支出	△184	△813	△628
その他	△4,071	△3,268	802
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,785	△8,094	2,691
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,071	2,981	4,053
現金及び現金同等物期首残高	6,707	5,635	△1,071
現金及び現金同等物期末残高	5,635	8,617	2,981

【キャッシュ・フロー計算書の注記(2012年度)】

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2013年3月31日)

現金及び預貯金	8,443百万円
有価証券	88,670百万円
現金同等物以外の有価証券	△88,496百万円
現金及び現金同等物	8,617百万円

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業にかかる資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科目		年度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
資産の部	現金及び預貯金		3,859	5,161	8,443
	有価証券		80,608	84,474	88,670
	有形固定資産		384	434	1,160
	無形固定資産		3,632	6,806	7,515
	その他資産		14,947	16,743	17,677
	繰延税金資産		5,949	4,993	3,953
	資産の部合計		109,382	118,612	127,421
負債及び純資産の部	保険引当金		84,978	91,564	99,209
	その他の負債		6,212	7,512	6,537
	退職給付引当金		644	717	850
	役員退職慰労引当金		34	40	53
	賞与引当金		695	707	756
	価格変動準備金		43	61	80
	負債の部合計		92,609	100,603	107,487
	資本剰余金		20,000	20,000	20,000
	利益剰余金		20,000	20,000	20,000
	株主資本合計		△23,246	△21,946	△20,492
その他の有価証券評価差額金		16,753	18,053	19,507	
評価・換算差額等合計		19	△44	426	
純資産の部合計		19	△44	426	
	負債及び純資産の部合計		16,772	18,009	19,934
	負債及び純資産の部合計		109,382	118,612	127,421

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科目		年度	2010年度	2011年度	2012年度
経常	収益		74,166	80,096	84,711
保険引受	収益		73,375	79,172	83,615
(うち正味収入)	保険料)		73,343	79,141	83,582
資産運用	収益		766	872	1,021
(うち利息及び配当金)	収入)		784	873	1,027
(うち有価証券売却)	益)		3	23	26
その他	経常収益		24	50	74
経常	費用		72,021	77,236	82,340
保険引受	費用		54,491	58,067	61,830
(うち正味支払)	保険金)		39,256	45,032	47,153
(うち損害調査)	費)		4,782	5,081	5,656
(うち諸手数料及び集)	金費)		1,324	1,367	1,373
資産運用	費用		2	4	7
(うち有価証券売却)	損)		-	0	3
営業費及び一般	管理費用		17,491	19,084	20,485
その他	経常費用		36	79	17
経常	利益		2,144	2,859	2,371
特別	利益		-	-	-
特別	損失		65	18	59
税法	引前当期純利益		2,078	2,841	2,311
法人税及び住民	税		920	555	25
法人税等調整	額		△138	986	831
法人税等	合計		781	1,541	856
当期	純利益		1,297	1,299	1,454

⑥1株当たり配当金等の推移

区 分	年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
1株当たり配当額		—	—	—
1株当たり当期純利益		3,243円18銭	3,248円10銭	3,636円01銭
配当性向		—	—	—
従業員一人当たり総資産		118百万円	121百万円	118百万円

Ⅱ 資産・負債の明細

①現金及び預貯金

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
現金		0	0	0
預貯金		3,859	5,161	8,443
郵便振替・郵便貯金		26	21	10
当座預金		—	—	—
普通預金		3,832	5,139	8,432
通知預金		—	—	—
定期預金		—	—	—
合 計		3,859	5,161	8,443

②商品有価証券 該当ありません。

③保有有価証券

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国債		44,619	55.4	57,709	68.3	68,646	77.4
地方債		19,990	24.8	13,585	16.1	9,648	10.9
社債		12,253	15.2	11,207	13.3	8,452	9.5
株式		—	—	600	0.7	1,251	1.4
外国証券		897	1.1	897	1.1	497	0.6
その他の証券		2,848	3.5	474	0.6	174	0.2
合 計		80,608	100.0	84,474	100.0	88,670	100.0

④保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位:%)

区 分	年 度	2010年度	2011年度	2012年度
公社債		1.02	1.04	1.17
株式		—	—	—
外国証券		1.96	2.11	1.95
その他の証券		0.10	0.11	0.10
合 計		0.99	1.03	1.17
資産運用利回り		1.00	1.06	1.19
(参考)時価総合利回り		0.99	0.95	1.96

⑤ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2011年度末						
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国	債	11,032	14,409	922	2,747	10,448	18,149	57,709
地 方	債	5,370	2,819	991	643	2,053	1,706	13,585
社	債	2,722	2,991	816	1,408	1,857	1,410	11,207
株	式	—	—	—	—	—	600	600
外 国 証	券	400	299	—	—	103	93	897
そ の 他 の 証	券	—	—	—	—	—	474	474
合 計		19,526	20,520	2,729	4,798	14,463	22,434	84,474

(単位：百万円)

区 分	年 度	2012年度末						
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国	債	3,105	14,205	2,044	6,945	5,551	36,793	68,646
地 方	債	1,015	3,430	919	1,463	1,202	1,617	9,648
社	債	1,206	1,936	851	1,926	1,070	1,461	8,452
株	式	—	—	—	—	—	1,251	1,251
外 国 証	券	299	—	—	103	93	—	497
そ の 他 の 証	券	—	—	—	—	—	174	174
合 計		5,627	19,572	3,815	10,439	7,918	41,297	88,670

⑥ 業種別保有株式の額

(単位：百万株、百万円)

区 分	年 度	2011年度末			2012年度末		
		株 数	金 額	構成比(%)	株 数	金 額	構成比(%)
金 融 保 険 業		1	600	100.0	1	1,251	100.0
合 計		1	600	100.0	1	1,251	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しています。

⑦ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑧ 担保別貸付金残高

該当ありません。

⑨ 用途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑩ 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑪ 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑫ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
		破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—	—	
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	—	—	—	
合 計		—	—	—

(注) 1. 破 綻 先 債 権 元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

2. 延 滞 債 権 未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3. 3カ月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

4. 貸付条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、1. から3. までは掲げる債権に該当しないものです。

⑬債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権		—	—	—
危 険 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		—	—	—
合 計		—	—	—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権 3か月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(1.および2.に掲げる債権を除く)であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で1.および2.に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金に該当しない債権です。
4. 正常債権 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度末	2011年度末	2012年度末
土 地		—	—	—
営 業 用 資 産		—	—	—
建 物		227	255	249
営 業 用 資 産		227	255	249
建 設 仮 勘 定 資 産		—	—	672
営 業 用 資 産		—	—	672
計		227	255	922
営 業 用 資 産		227	255	922
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		156	178	238
有 形 固 定 資 産 合 計		384	434	1,160

⑮特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支 該当ありません。

⑩ 保険契約準備金

[支払備金]

(単位:百万円)

種 目	年 度	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年度末
		火災	0	0	5	0
海傷	上	5	6	15	180	152
自損	害	666	753	828	841	648
自動車損害賠償責任	車	14,875	16,750	19,768	22,822	27,415
その他	任	182	215	287	348	382
合計	他	—	—	—	—	—
合計	計	15,729	17,725	20,904	24,192	28,599

[責任準備金]

(単位:百万円)

種 目	年 度	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年度末
		火災	105	84	100	160
海傷	上	191	56	45	43	42
自損	害	14,731	18,382	22,105	25,970	30,061
自動車損害賠償責任	車	34,539	38,267	40,499	39,895	38,880
その他	任	1,223	1,333	1,323	1,302	1,370
合計	他	—	—	—	—	—
合計	計	50,791	58,125	64,073	67,371	70,609

[責任準備金残高の内訳]

(単位:百万円)

種 目	区 分	2011年度末					合 計
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者記当準備金等	
火災	災	144	15	0	—	—	160
海傷	上	40	3	—	—	—	43
自損	害	24,264	1,648	53	3	—	25,970
自動車損害賠償責任	車	32,156	7,738	—	—	—	39,895
その他	任	1,302	—	—	—	—	1,302
合計	他	—	—	—	—	—	—
合計	計	57,907	9,406	54	3	—	67,371

(単位:百万円)

種 目	区 分	2012年度末					合 計
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者記当準備金等	
火災	災	230	23	0	—	—	254
海傷	上	36	5	—	—	—	42
自損	害	28,084	1,909	62	4	—	30,061
自動車損害賠償責任	車	33,654	5,225	—	—	—	38,880
その他	任	1,370	—	—	—	—	1,370
合計	他	—	—	—	—	—	—
合計	計	63,377	7,164	63	4	—	70,609

(注) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

⑪ 責任準備金積立水準

区 分	年 度	2011年度	2012年度
		積立方式	標準責任準備金対象契約
		標準責任準備金対象外契約	—
積立率		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

⑧引当金明細表

[2011年度]

(単位:百万円)

区分	2010年度末 残高	2011年度 増加額	2011年度減少額		2011年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-
役員退職慰労引当金	34	9	3	-	40
賞与引当金	695	707	695	-	707
価格変動準備金	43	17	-	-	61

[2012年度]

(単位:百万円)

区分	2011年度末 残高	2012年度 増加額	2012年度減少額		2012年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-
役員退職慰労引当金	40	12	-	-	53
賞与引当金	707	756	707	-	756
価格変動準備金	61	18	-	-	80

⑨貸付金償却の額 該当ありません。

⑩資本金等明細表 資本金等の明細につきましては、59ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

Ⅲ 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損

(単位:百万円)

区分	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債		3	-	-	23	0	-	26	3	-
株式		-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		3	-	-	23	0	-	26	3	-

②売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

③事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分	年度	2010年度	2011年度	2012年度
人件費		6,542	7,131	7,725
物件費		15,074	16,425	17,787
税金		626	600	629
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金		31	8	-
諸手数料及び集金費		1,324	1,367	1,373
合計		23,599	25,533	27,515

(注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

④固定資産処分損益

(単位:百万円)

区 分	年 度	2010年度		2011年度		2012年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土 地 ・ 建 物		-	7	-	0	-	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		-	9	-	0	-	0
無 形 固 定 資 産		-	32	-	-	-	40
合 計		-	49	-	0	-	41

⑤減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表

[2011年度]

(単位:百万円)

資産の種類		取得価額	2011年度 償却額	償却累計額	2011年度末 残高
建 物		538	48	283	255
	営 業 用	538	48	283	255
	賃 貸 用	-	-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		385	87	206	178
ソ フ ト ウ ェ ア		8,404	896	5,225	3,179
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		3,622	-	-	3,622
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		15	1	10	4
合 計		12,966	1,033	5,726	7,240

[2012年度]

(単位:百万円)

資産の種類		取得価額	2012年度 償却額	償却累計額	2012年度末 残高
建 物		562	29	312	249
	営 業 用	562	29	312	249
	賃 貸 用	-	-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		500	59	261	238
ソ フ ト ウ ェ ア		13,029	1,607	6,744	6,285
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		1,226	-	-	1,226
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		13	1	10	3
合 計		15,332	1,697	7,328	8,003

IV 時価情報等

① 有価証券

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位: 百万円)

種 類	2011年度末			2012年度末			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	公 社 債	72,797	74,289	1,491	73,019	79,207	6,188
	外 国 証 券	897	907	10	497	516	19
	小 計	73,695	75,197	1,501	73,516	79,723	6,207
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	公 社 債	69	69	△0	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	69	69	△0	—	—	—
合 計	73,765	75,266	1,501	73,516	79,723	6,207	

[子会社株式および関連会社株式] 該当ありません。

[その他有価証券]

(単位: 百万円)

種 類	2011年度末			2012年度末			
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公 社 債	9,112	9,033	78	12,524	12,421	102
	株 式	—	—	—	1,251	729	522
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	9,112	9,033	78	13,775	13,151	624
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公 社 債	522	545	△23	1,204	1,212	△8
	株 式	600	718	△118	—	—	—
	そ の 他	474	474	—	174	174	—
	小 計	1,596	1,739	△142	1,378	1,387	△8
合 計	10,709	10,772	△63	15,154	14,538	616	

[当年度中に売却したその他有価証券]

(単位: 百万円)

種 類	2011年度			2012年度		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公 社 債	3,008	23	0	1,605	26	3

- ② 金銭の信託 該当ありません。
- ③ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く) 該当ありません。
- ④ 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 該当ありません。
- ⑤ 先物外国為替取引 該当ありません。
- ⑥ 有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く) 該当ありません。
- ⑦ 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る) 該当ありません。

V 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書

2012年4月1日から2013年3月31日までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

確 認 書

ソニー損害保険株式会社
代表取締役社長 丹羽 淳雄

1. 私は、当社の2012年4月1日から2013年3月31日までの第15期事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
 - (1)財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
 - (2)内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3)当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

VI その他

「当社およびその子会社等の概況」「当社およびその子会社等の主要な業務」「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については該当事項はありません。

株主・株式の状況

①基本事項

* 電子公告できない場合、東京都において発行される日本経済新聞に掲載します。

- 定時株主総会開催時期 事業年度終了後4ヵ月以内
- 決算期日 毎年3月31日
- 公告の方法 電子公告 (公告掲載URL <http://www.sonysonpo.co.jp/company/fr05070.html>)

②株式分布状況および上位10名の株主

(2013年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都港区南青山1-1-1	40万株	100%

③資本金の推移および最近の新株の発行

(2013年7月1日現在)

年 月 日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 (単位:株)	増 資 額 (単位:百万円)	資 本 金 (単位:百万円)
1998年 6月10日	9,600	9,600	—	480
1999年 4月 3日	400	10,000	20	500
1999年 7月24日	20,000	30,000	1,000	1,500
1999年 8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000
2000年 7月 4日	100,000	200,000	5,000	10,000
2001年 8月29日	100,000	300,000	5,000	15,000
2003年 6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000

従業員の状況

(2013年3月31日現在)

区 分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合 計	1,079名	37.1歳	4.7年	358千円

- (注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。
 2. 平均給与月額は2013年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。
 3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

取締役・監査役および執行役員一覧

■ 取締役・監査役一覧

(2013年7月1日現在)

役職	氏名	主な兼職の状況
代表取締役社長	にわ あつお 丹羽 淳雄 *	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役
取締役	さくま たかし 佐久間 隆 *	—
取締役	ふくもと としひこ 福本 俊彦 *	—
取締役	いはら かつみ 井原 勝美	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役社長 ソニー生命保険株式会社 代表取締役社長 ソニー銀行株式会社 取締役
取締役	わたなべ ひろし 渡辺 寛敏	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 専務取締役 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役
常勤監査役	ふじい のぶひこ 藤井 信彦	ソニー生命保険株式会社 監査役
監査役	さの ひろし 佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	なかがわ たかゆき 中川 隆之	ソニー株式会社 総合管理部門IFRS推進部マネジャー

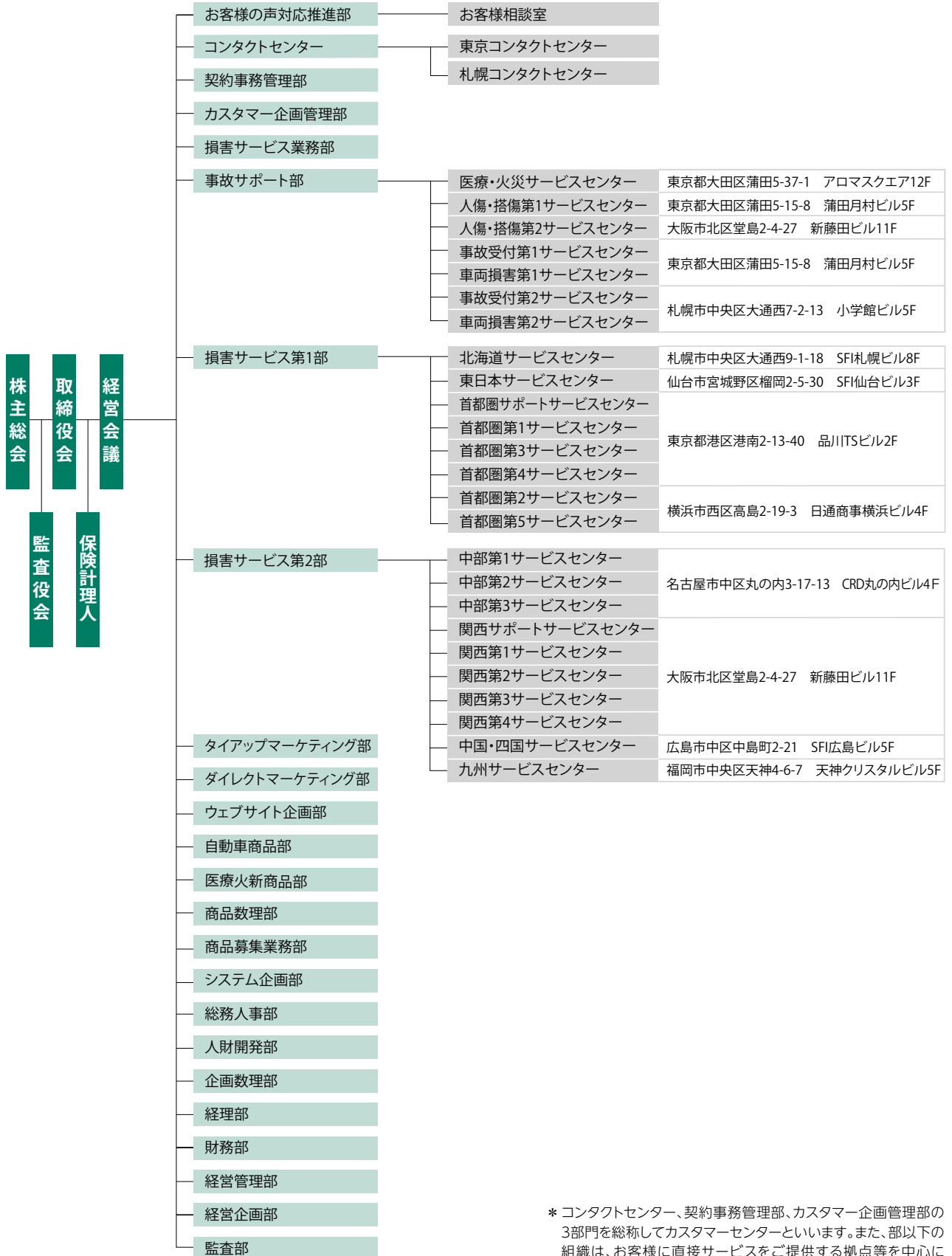
* 執行役員を兼務

■ 執行役員一覧

(2013年7月1日現在)

役職	氏名	担当職務
社長 執行役員	にわ あつお 丹羽 淳雄	監査部担当
専務 執行役員	さくま たかし 佐久間 隆	タイアップマーケティング部担当、ダイレクトマーケティング部担当、 ウェブサイト企画部担当、自動車商品部担当、医療火新商品部担当、商品数理部担当 ダイレクトマーケティング部長委嘱
執行役員	ふくもと としひこ 福本 俊彦	経営管理部担当、お客様の声対応推進部担当、総務人事部担当、人材開発部担当、 企画数理部担当、札幌管理室担当 人材開発部長委嘱
執行役員	ふくや まさよし 福谷 仁良	商品募集業務部担当、コンタクトセンター担当、契約事務管理部担当、 カスタマー企画管理部担当
執行役員	はまば よういち 濱場 洋一	損害サービス業務部担当、事故サポート部担当、損害サービス第1部担当、 損害サービス第2部担当 損害サービス業務部長委嘱
執行役員	いしい たかゆき 石井 隆行	経理部担当、財務部担当、経営企画部担当 経営企画部長委嘱
執行役員	しもがわら みちお 下河原 倫夫	システム企画部担当 システム企画部長委嘱

会社の機構



* コンタクトセンター、契約事務管理部、カスタマー企画管理部の3部門を総称してカスタマーセンターといいます。また、部以下の組織は、お客様に直接サービスをご提供する拠点等を中心に掲載しています。

なお、拠点等はおお客様にご案内している名称で掲載しているため、実際の課名称等と異なる場合があります。

(2013年7月1日現在)

損害保険用語の解説(50音順)

■解約返戻金

保険契約を解約した場合に、受取ることができるお金のことで、保険の種類や契約方式により、返戻金の有無や金額が異なります。

■価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として、あらかじめ積立てる準備金をいいます。

■過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

■過失割合

保険事故における過失(不注意等)の割合をいい、損害額の算定に影響を及ぼします。

■契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反等による解除の際は契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。

■契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故(戦争・暴動など)によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

■告知義務

保険契約の締結の際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る、また、保険会社からの質問に正しくお答えいただく(不実を申し出ない)義務をいいます。

■再調達価額

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

□市場販売価格相当額

契約している自動車と同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗程度の自動車を、自動車販売店等がお客様に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。消費税は含まれますが、それ以外の税金、保険料、登録費用等は含まれません。

■時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差引いた金額をいいます。

■事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

■地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、国税は2007年分以後の所得税、地方税は2008年度分以後の個人住民税について、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の所得から差引かれる制度をいいます。

■全損

保険の対象が、完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

■損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行っています。

■損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

■通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかに保険会社に連絡する義務をいいます。

■被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

■分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

■保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあり、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

■保険金

保険契約によって補償される事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

■保険金額

保険契約において設定する契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

■保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

■保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積立てる準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。支払備金、責任準備金などがあります。

□支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準備金のことをいいます。

□責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金等」、などがあります。

■保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

■保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

■保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

□正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

■保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更する特約とがあります。

■保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことで、保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

■免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合があり、これを免責または免責事項といいます。保険事故が発生しても、免責事項に該当する場合は補償されません。

■免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小さな損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

■免責条項

損害が生じても保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

開示項目一覽

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

I 保険会社の概況および組織

経営の組織	72
上位10名の株主	70
取締役および監査役	71

II 保険会社の主要な業務の内容

29~39,72

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	12,13
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	14

- ・ 経常収益
- ・ 経常利益または経常損失
- ・ 当期純利益または当期純損失
- ・ 資本金の額および発行済株式の総数
- ・ 純資産額
- ・ 総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額
- ・ 責任準備金残高
- ・ 貸付金残高
- ・ 有価証券残高
- ・ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率
(ソルベンシー・マージン比率)
- ・ 配当性向
- ・ 従業員数
- ・ 正味収入保険料の額

3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

● 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額	45
● 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	45
● 解約返戻金の額および保険引受利益の額	46,48
● 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	46,47
● 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	46,47

(2) 保険契約に関する指標等

● 契約者(社員)配当金の額	50
● 正味損害率・正味事業費率およびその合算率	48
● 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	48
● 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46
● 出再を行った再保険者の数	49
● 出再保険料の上位5社の割合	49
● 出再保険料の格付ごとの割合	49
● 未収再保険金の額	47

(3) 経理に関する指標等

● 支払備金の額および責任準備金の額	65
● 責任準備金積立水準	65
● 引当金明細表(貸倒引当金の期末残高および期中の増減額を含む)	66
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 貸付金償却の額	66
● 資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)	66
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動	49
● 事業費	66

(4) 資産運用に関する指標等

● 資産運用の概況	50
● 利息配当収入の額および運用利回り	51
● 海外投融資残高および構成比	51
● 海外投融資利回り	51
● 商品有価証券の平均残高および売買高	62
● 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	62

● 保有有価証券利回り	62
● 有価証券の種類別の残存期間別残高	63
● 業種別保有株式の額	63
● 貸付金の残存期間別の残高	63
● 担保別貸付金残高	63
● 使途別の貸付金残高および構成比	63
● 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64
(5) 特別勘定に関する指標等	
● 特別勘定資産残高	64
● 特別勘定資産	64
● 特別勘定の運用収支	64
4 責任準備金の残高の内訳	65
5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	49
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50

IV 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	24,25
2 法令遵守の体制	22
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	26

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類	
● 貸借対照表	54~56
● 損益計算書	57,58
● キャッシュ・フロー計算書	60
● 株主資本等変動計算書	59
2 リスク管理債権	63
・ 破綻先債権	
・ 延滞債権	
・ 3カ月以上延滞債権	
・ 貸付条件緩和債権	
・ リスク管理債権の合計額	
3 債務者区分に基づいて区分された債権	64
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・ 危険債権	
・ 要管理債権	
・ 正常債権	
4 保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)	52,53
5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)	
● 有価証券	68
● 金銭の信託	68
● デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	68
● 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	68
● 先物外国為替取引	68
● 有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く)	68
● 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	68
6 その他	
● 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法による会計監査人の監査を受けている旨	54

ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2013

2013年7月発行

ソニー損害保険株式会社 経営企画部

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

TEL. 03-5744-0300(代表)

<http://www.sonysonpo.co.jp/>



ビューローベリタスジャパン株式会社より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO (JIS Q) 27001の認証を取得しています。

ビューローベリタスジャパン株式会社より、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO 14001の認証を、本社事業所において取得しています。

本冊子に掲載されている商標「Feel the Difference」、「S・mile工房」、「おりても特約」、「SURE」、「コミュニケーションボード」、「トラブルナビ」はソニー損保の登録商標です。このほか、本冊子に掲載されている会社名、製品名はそれぞれ各社の商標または登録商標です。

